

外国人のくらし よくある相談事例集



(財) 自治体国際化協会・地域国際化協会連絡協議会情報共有化委員会

この事例集は、宝くじの普及宣伝事業として作成されたものです。

はじめに

国際化の進展に伴い、我が国の外国人登録者数は約218万人（平成21年12月末現在）となり、外国人住民の定住化が進む中、外国人住民の方々に必要な支援等を行いつつ、地域住民の一員として、ともに生活し、活動していく多文化共生社会の形成が大きな課題となっています。

こうした中、地方公共団体や地域国際化協会等では、外国人住民を対象とした相談窓口を設け、様々な情報提供や助言等の支援を実施しています。

本書は、(財)自治体国際化協会と地域国際化協会連絡協議会の共同事業として、相談窓口での業務の参考としてご活用いただくため、相談事例をQ&A形式で取りまとめたものです。

本書のベースとしたものは、平成14年3月に作成された「国際生活Q&A～海外渡航から生活相談まで～」((財)自治体国際化協会・地域国際化協会連絡協議会共著)ですが、できるだけ現場の実務に即したものになるよう、実際に相談窓口寄せられた事例を基にしたQ&Aを多く掲載しています。

本書の作成に当たっては、有識者及び地域国際化協会の各ブロックから推薦をいただいた方々からなる委員会を設け、検討、取りまとめをしていただきました。委員の皆様のご尽力、ご協力に厚く御礼申し上げます。

相談窓口寄せられる相談は、多くの場合、様々な背景や事情を抱えています。そうした相談に対応(助言、支援)するに当たっては、何よりも相談された方の人権を尊重することが大切であり、本書には委員の皆様のそのような思いが込められております。

委員の皆様の思いをお酌み取りいただきながら、本書をご活用いただき、日々の業務の一助としていただければ幸いです。

平成23年3月

(財)自治体国際化協会・地域国際化協会連絡協議会情報共有化委員会

【本書をご活用いただくに当たって】

- 寄せられる相談の背景や事情は様々です。本書に掲載した事例があらゆる場合に合致するとは限りませんので、ご注意ください。また、相談に対する助言等の内容や方法等は唯一あるいは画一的なものではありません。本書に掲載した事例も助言等の一例としてご利用ください。

- 法律や制度、リンク先の情報等は、改正、更新などが行われる場合がありますので、ご利用いただく時点で適宜ご確認ください。

- 本書は、相談窓口に寄せられた具体的事例に重きをおいて作成しています。外国人住民の方々が日本で生活する上での基礎知識、基本的情報等については、(財)自治体国際化協会が別途提供している「多言語生活情報」((財)自治体国際化協会ホームページ URL：<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>)を併せてご利用ください。

- 平成24年度に在留制度の大幅な改正が予定されていますので、在留資格については当面の間、外国人在留総合インフォメーションセンター (http://www.immi-moj.go.jp/info/i_main.html)にお問い合わせされることをお勧めします。

「外国人の暮らし よくある相談事例集」目次

Q & A編

1 在留資格・ビザ	Q 1	在留資格とはなにか	3
	2	外国人女性との婚姻手続きについて	3
	3	日本人の夫を亡くした外国人女性の在留資格について	4
	4	「永住」の許可申請について	5
	5	外国人の子どもの養子縁組について	5
	6	「人文知識・国際業務」の在留資格の変更について	6
	7	在住外国人のアルバイトについて	6
	8	帰化申請の方法	7
	9	母国から両親を呼び寄せるには	7
2 住 ま い	Q 1	会社の寮を出たあとのアパートの探し方	8
	2	夫と別居中の公営住宅の申し込み	9
	3	入居拒否のトラブル	9
	4	退出時の注意事項	10
	5	退去時のトラブル	10
	6	ゴミ出しの注意事項	11
	7	家の名義変更	11
3 結 婚 ・ 離 婚	Q 1	日本人男性と外国人女性の結婚	12
	2	氏の変更届け	13
	3	外国人同士の結婚	14
	4	離婚の手続き	15
	5	離婚と在留資格	15
	6	夫の暴力（DV）	16
	7	親権者はどう決めるか	16
	8	親権者と監護者	17
	9	親権者の変更	18
4 医 療 ・ 健 康	Q 1	外国語対応の医療機関や医療相談	19
	2	留学生への医療支援	20
	3	医療費が払えない場合の相談窓口	20
	4	医療に関する苦情や相談	21
	5	HIV 感染が心配な場合の相談窓口	22

	6	医療通訳について	23
	7	障害と医療費	23
5 出産・育児	Q 1	出産準備と費用	24
	2	父母ともに外国籍の場合、子供の国籍はどうなるか	25
	3	片親が外国籍の場合の子どもの国籍	27
	4	母子健康手帳とは	28
	5	ひとり親世帯への支援	29
	6	児童扶養手当の支給要件	30
	7	育児休業について	30
	8	予防接種はどこでうければよいか	31
	9	予防接種に関する外国語資料	32
	10	子どもの発育に不安がある場合	32
	11	日本で生まれて日本語以外の言語環境で育った子供	33
6 教 育	Q 1	保育園に入るには	34
	2	就学前の教育はどこで受ければよいか	34
	3	学区外通学と区域外通学	35
	4	学用品や給食費の援助制度	35
	5	外国語で高校進学相談のできる場所	36
	6	中学を卒業していなくても高校に入学できるか	36
	7	定時制・通信制高校	37
	8	外国の中学を卒業していれば日本の高校に入学できるか	37
	9	奨学金制度について	38
	10	高校中退でも専門学校に入学できるか	38
	11	外国籍の大学生が留学をする場合	39
	12	留学生の相談窓口について	40
7 医療保険・年金	Q 1	医療費を払うのが困難な場合	42
	2	帰国時、年金保険料は戻ってくるか	43
	3	年金を受給するためには加入期間が何年必要か	43
8 税 金	Q 1	短期滞在者の所得税の減免制度	44
	2	市民税が払えない場合	44
	3	所得税還付申告について	45
9 労 働	Q 1	仕事の探し方	46
	2	労働契約とは何か	47
	3	雇用保険とは何か	48

	4 労災とは何か	49
	5 賃金の不払いについて	50
	6 仕事を辞めたら	50
	7 解雇されたら	51
10 運 転 免 許	Q 1 日本で運転する場合の運転免許	52
	2 外国語で運転免許を受験できるか	52
	3 外国運転免許で日本で運転する場合の条件	53
	4 自動車を購入する場合の手続き	53
	5 車庫証明について	54
	6 自動車を譲り受けるための条件	54
	7 車検とは何か	55
	8 自動車損害賠償責任保険とは何か	55
	9 オートバイの運転免許	56
	10 オートバイの登録手続き	56
	11 廃車手続き	56
	12 自転車防犯登録制度	58
	13 日本の交通規則について	58
	14 交通事故について	59
11 日 本 語	Q 1 日本語はどこで学べるか	60
	2 日本語検定について	61
12 その他の事例	Q 1 心の悩みを相談したいときには	62
	2 身近な人が亡くなったら	62

資料編

資料 1	各種情報窓口	67
資料 2	医療通訳に役立つ図書	68
資料 3	医療通訳に役立つウェブサイト	70
資料 4	在留資格一覧表	71

Q & A 編

① 在留資格・ビザ

Q1

在留資格とはなんですか。

在留資格

A1

在留資格とは、外国人が日本に在留する間、一定分野の活動を行うことができる入管法(出入国管理及び難民認定法)上の法的資格です。この法的資格は27種類あり(平成23年3月末現在)、この資格のいずれかにより外国人は日本に在留し、活動することができます。

在留資格は「活動に基づく在留資格」と「身分または地位に基づく在留資格」に大別され、前者には就労が可能な「教授」「人文知識・国際業務」「技術」などと、就労ができない「留学」「家族滞在」「短期滞在」などが含まれます。後者には「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」(日系3世や難民などがこれにあたります。)などがあります。

在留資格の詳細については、資料編の《在留資格一覧》をご参照ください。

Q2

外国人女性とお付き合いをされていて、お互いに結婚を考えています。婚姻の手続きをすれば、その女性を日本に呼び寄せ、一緒に暮らすことができますか。

国際結婚・ビザ

A2

外国人が日本に在留し生活するには、必ず在留資格が必要です。日本人と結婚し滞在する場合は「日本人の配偶者等」の在留資格を取得することになりますが、婚姻が成立しただけでは、この在留資格は得られません。

婚姻が成立してから配偶者を日本に呼び寄せるためには、「在留資格認定証明書」が必要ですので、交付申請手続きを行ってください。申請に必要な書類をそろえ、入国管理局に交付申請を行ってください。申請してから交付されるまでの手続きには一か月前後かかります。

「在留資格認定証明書」が交付されたら、配偶者に送り、配偶者の住んでいる国の日本大使館や領事館に提出して、査証(ビザ)の発給

を受けてください。そして来日するときに査証（ビザ）と一緒に持参すると入国後の上陸審査がスムーズに行われます。交付申請を行う際には、さまざまな書類を準備する必要がありますので、詳細については、入国管理局にご確認ください。

※国際結婚の手続きについては「4. 結婚・離婚」のページを参考にしてください。

入国管理局ホームページ URL: <http://www.immi-moj.go.jp/>

在留資格認定証明書交付申請（日本人の配偶者）

URL:http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/ZAIRYU_NINTEI/zairyu_ninteil.html

Q3

一昨年、日本人男性と結婚し 2 人で暮らしていました。周りの人にもよくしてもらい、日本での生活にも慣れ、幸せに暮らしていましたが、先日、夫が突然亡くなりました。現在の在留資格は「日本人の配偶者等」です。このまま日本で暮らすことができるのか、とても心配です。

国際結婚・
ビザ

A3

同居人や親族の方が死亡した場合、亡くなった日から 7 日以内に市区町村に死亡届を提出しなければなりません。届出を行うと配偶者が死亡した事実が戸籍に記載されますので、あなたは「日本人の配偶者等」ではなくなりますから、これからも日本で暮らしたいのであれば、在留期限内に在留資格を変更する必要があります。

日本で生活をしている年数が長く、生活基盤もしっかりしていれば在留資格を「定住」に変更できる場合がありますが、今回のケースの場合、日本での生活が 3 年未満と短いため、在留資格を変更し日本に住み続けることは難しいと思われます。

ただし、亡くなった夫との間に子どもがいて扶養の必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、入国管理局にご相談ください。

入国管理局外国人入留総合インフォメーションセンター

URL:http://www.immi-moj.go.jp/info/i_main.html

月～金曜日 9：00～12：00／13：00～16：00

Q4

「永住」の許可申請をしたいのですが、結果が出るまでのくらいかかりますか。

永住申請

A4

永住許可の申請をするには、まず、永住許可の要件を満たしている必要があります。さまざまな要件がありますので、入国管理局のホームページにある、「永住に関するガイドライン」をご確認ください。

「永住者」の在留資格になると在留活動、在留期間の制限がなくなるため、他の在留資格変更に比べ慎重に審査が行われます。申請してから結果が出るまでには半年以上かかりますので、もしその間に、現在の在留資格の期限が切れる場合は、更新手続きも行なってください。詳しくは、入国管理局にお問い合わせください。

法務省〈永住許可に関するガイドライン〉

URL:http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html

Q5

日本人の男性と再婚して日本で暮らしていますが、母国での結婚の時に生まれた子どもを日本に呼んで一緒に暮らしたいと考えています。日本人の夫と養子縁組を行って子どもを日本に呼ぶことができますか。また、養子縁組の手続きについて教えてください。

養子縁組

A5

以前の結婚のときに生まれたお子さんが未成年で未婚であり、母親のあなたが扶養する必要がある場合は、「定住者」としての在留資格が認められますが、お子さんがすでに成人している場合は、定住者としての在留資格は認められません。成人しているお子さんが日本で生活するには、語学学校や大学に入学して「留学」の在留資格を得るか、日本で就職して就労に必要な在留資格を得なければなりません。

また、成人のお子さんと養子縁組をした場合、法律上の親子関係が成立し、相続などの法律上の権利義務は実子と同じになりますが、それにより在留資格が得られたり、日本国籍が取得できたりする訳ではありません。ただし、お子さんが6歳未満で、かつ、裁判所の許可を受けた特別養子縁組の場合には、在留資格「日本人の配偶者等」が認められます。

養子縁組の手続きについては、お住まいの市区町村の戸籍関係窓口にお問い合わせください。

Q6

現在、「人文知識・国際業務」の在留資格で働いていますが、仕事を辞め転職しようと考えています。日本で別の仕事に就きたいのですが、在留資格はどうなりますか。

**在留資格
の変更****A6**

現在働いている会社を退職し、就職活動や転職をしないまま3か月以上経ってしまうと、在留資格が取り消されることがありますので、なるべく早く就職先を探してください。すでに転職先が決まっています、現在と同じ職種であれば、認められた活動範囲と考えられますので、在留期間の更新手続きを行えばよいでしょう。違う職種の仕事に就く場合であれば、在留資格の変更申請を行う必要があります。申請に必要な書類については最寄りの入国管理局にお問い合わせください。

入国管理局ホームページ〈在留資格の変更〉

URL:<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/henkou.html>

Q7

留学生の配偶者として「家族滞在」の在留資格で日本に住んでいます。知り合いがやっている中華料理店でアルバイトをしたいのですが、どのような制限がありますか。

アルバイト**A7**

まず、留学生や留学生の配偶者として「家族滞在」の在留資格で日本に滞在している人がアルバイトをする場合は、前もって「資格外活動許可」の申請が必要です。

また、平成22年7月1日から、「留学」と「就学」の在留資格が一本化され、改正後は資格外活動が許可される時間が1週28時間以内（長期休暇中は1日8時間以内）に統一されました。家族滞在场合も1週28時間以内となります。

入国管理局ホームページ〈在留資格「留学」と「就学」の一本化〉

URL:<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/koumoku4.html>

外国人の在留手続〈資格外活動の許可〉

<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/index.html>

Q8

帰化申請を行いたいと考えています。必要な書類や手続き方法を教えてください。

帰化

A8

まず、帰化の許可申請を行うためには、法律で定められている条件があり、その条件を満たしていなければなりません。条件を満たす場合には申請を行うことができますが、申請をしたからといって必ず帰化できる訳ではありません。

申請の方法は帰化を希望する本人（15歳未満の場合は父母などの法定代理人）が申請先に出向いて、書面によって申請することが必要です。帰化の条件や申請方法、必要書類などは最寄りの法務局にお問い合わせください。

法務省ホームページ URL:<http://www.moj.go.jp/>

法務省国籍 Q&A URL:<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html#a08>

Q9

現在「人文知識・国際業務」の在留資格で日本の会社で働いています。仕事が安定したので妻を呼び寄せ、最近、子どもも生まれて生活はうまくいっています。今後も日本で暮らしていくつもりなので、高齢の両親を日本に呼び寄せ一緒に暮らそうと考えています。どのような手続きをすればよいか教えてください。

親族の
呼び寄せ

A9

ご両親を日本に呼び寄せたいということですが、「短期滞在」の在留資格で短い期間日本に滞在することはできますが、残念ながら、日本ですべて暮らすための在留資格はありません。

就労が認められる在留資格や「留学」等の在留資格で日本に滞在する外国人の扶養を受ける配偶者や子どもの呼び寄せであれば、「家族滞在」という在留資格が該当するので、妻や子の呼び寄せは可能でしたが、両親の場合は該当しないため呼び寄せることができません。

② 住まい

Q1

会社を解雇されたので、会社の寮を出なければならなくなりました。どうやってアパートをさがせばいいですか。

部屋探し

A1

<貸家やアパートを借りる場合>

不動産会社に依頼して物件を探してもらいます。不動産会社にアパートや家などを紹介してもらった場合は、必ず見学してから契約しましょう。

必要な書類や金額は、不動産会社や大家さんにより異なりますので、詳細は直接確認してください。

契約に必要なもの：

- ①外国人登録証明書
- ②保証人の保証書、収入証明書、印鑑証明書
- ③所得証明書
- ④在職証明書⑤印鑑

* 上記以外の書類も求められることがあります。

契約に必要な費用：

- ①家賃（前家賃が一般的です）
- ②敷金（家賃の1～3カ月分。退去のときに、部屋の原状回復などに清算されます。残金があれば、返還されます。部屋はきれいに使しましょう。）
- ③礼金（大家さんへのお礼のお金です。返還されません。）
- ④管理費・共益費（家賃とは別に、共有する部分：階段やゴミステーションの清掃費、共用灯に係る費用。家賃に含まれている場合もあります。）

<公営団地・公営住宅を借りる場合>

収入が一定以下であり、単身入居でないことなどいくつかの条件を満たせば、公営団地への申込ができます。入居条件については、お住まいの住宅供給公社支所、または市町村役場にお問い合わせください。

契約に必要なものは貸家やアパートを借りる場合とほぼ同じです。契約に必要な費用は、礼金以外はほぼ同じです。

在留資格の詳細については、資料編の《在留資格一覧》をご参照ください。

Q2

夫とは毎日けんかばかりです。この生活に耐えられないので、別居を考えています。収入があまりないので、公営団地や公営住宅に申し込むことはできますか。

公営団地

A2

一般的には、離婚手続きが完了してから申請に来るように対応している窓口が多いようです。この場合も単身入居が可能かどうかは確認が必要です。婦人相談所などの公的機関により認められたDV被害者、高齢者、生活保護受給者などには例外的な措置もあります。詳しくは、市町村役場などに問い合わせてみてください。

Q3

不動産会社にアパートを探しに行ったところ、外国人で入れる物件はないと断られました。そんなことは許されるのでしょうか。

入居拒否

A3

文化や習慣の違いによるトラブルを心配して、外国人の入居を断る不動産会社や大家さんもいるようです。毎月家賃を支払うことができることを証明したり、日本人の保証人がいればその旨話してみましよう。基本的に入居が可能かどうかの決定は、不動産会社や大家さんがするものですが、あまりにも不当と思われる場合は、市町村の人権相談窓口や各地方方法務局の人権擁護課に相談してみてください。

(参考サイト)

法務省人権擁護局

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

外国人のための人権相談

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html>

Q4**アパートを退去するときは、どうすればいいですか。また、本当に敷金は返還されるのでしょうか。****アパート
の退去****A4**

アパートの契約書を見て、前もって不動産会社または大家さんに連絡してください。

通常、1～2カ月前には知らせなければいけません。

また、電気、ガス、水道、電話（固定電話の場合）の会社に引っ越しの連絡も忘れないようにしましょう。

敷金は、部屋を借りていた間に付けた大きな傷や汚れを直す（原状回復）ための補修の費用に充てられます。もし、敷金以上にお金がかかれば不足分を請求されてしまうこともあります。

敷金の扱いについて契約書に何が書かれているか、確認しましょう。

（参考サイト）

かながわ外国人(がいこくじん)すまいサポートセンター

<http://www.sumasen.com/>

財団法人不動産流通近代化センター（不動産ジャパン）

<http://www.fudousan.or.jp/>

Q5**2年間住んでいたアパートを出ることになりました。原状回復のために、敷金では足りないと言求書が届きました。それほどひどい傷など付けていないのに納得できません。****退去時の
トラブル****A5**

住んでいたことによる劣化等は家賃の一部として支払ってきたものであり、支払い義務はないと国土交通省の原状回復のガイドラインでは明記されています。しかし、それ以上の大きな傷や汚れなどは、退去者が支払わなければなりません。トラブルになってしまいそうな場合は、お住まいの市町村の消費生活相談窓口にご相談してください。

（参考サイト）

国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/index.html>

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課「原状回復をめぐるトラブルとガイドラインの概要」

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/kaihukugaidokai.pdf>

国土交通省 住宅局「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(全文)

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifukugaido.pdf>

Q6**来週引っ越しをするのですが、冷蔵庫はどこへ捨てればいいですか。**

ゴミ出し

A6

一般的なサイズの冷蔵庫は、通常、粗大ゴミとして扱われます。粗大ゴミ（大型ゴミ）回収は、基本的に有料となります。お住まいの市町村の担当窓口にお問い合わせください。連絡をしてからすぐに回収に来るとは限らないので、余裕を持って連絡しましょう。

*一般的なやりとり・・・

- ①粗大ゴミセンターに電話をして、氏名、住所、電話番号、ごみの種類、個数を伝えます。
- ②粗大ゴミセンターが、収集日と支払方法を連絡してきます。
- ③指定された日にごみを出します。

Q7

2年前に妻と共同名義で一戸建てを購入しました。最近、夫婦仲が悪くなり、妻は家を出て行ってしまいました。ローンの返済は自分がずっとしてきました。この家にずっと住みたいので自分だけの名義にしたいのですが、どうすればいいですか。

家の名義変更

A7

夫婦仲が悪くなってしまった場合、離婚調停で話し合う方法があります。離婚調停は1回では終わらず、通常半年以上の時間がかかります。申し立てについては、相手（あなたの妻）の居住地を管轄する家庭裁判所で行います。調停での話し合いで合意に至らなければ、「不調」ということで、裁判で争うことになります。話し合いで合意をすれば、法務局で手続きをします。

(参考サイト)

法務局所在地一覧

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji10.html>

③ 結婚・離婚

Q1

外国人女性とお付き合いしていますが、将来は結婚して日本に住みたいと思っています。何から手続きを始めればいいでしょうか。

国際結婚

A1

外国人と結婚する場合は、日本と相手の国の両方に婚姻届を出す必要があります。日本で先に結婚するか、外国で先に結婚するかはお二人の都合のいい方法で考えてください。ただ、国によっては、外国で先に婚姻届を出したほうがスムーズに行く場合や日本で先に結婚の手続きをしなければいけない場合もあるので、大使館などで聞いてみましょう。

<日本で先に結婚する場合>

- ① お住まいの市町村窓口で婚姻届を出します。添付書類として、
 - ・あなた（日本人）の戸籍謄本
 - ・相手（外国人）が独身であることの証明書とその日本語訳などが求められます。事前に市町村窓口にお問い合わせから行くことをお勧めします。

- ② 婚姻届が受理された後、婚姻届受理証明書を発行してもらい、相手（外国人）の大使館に提出します。大使館提出の際には、婚姻届受理証明書に日本の外務省で認証を受ける必要があるか確認しましょう。
 - ・外務省の認証・・・所定の申請書
認証してもらいたい証明書（各機関で発行されたままの状態を送ること）
返信用封筒と切手郵送でも受け付けており、通常1週間以内には認証の上返送されます。手数料は無料です。

<外国で先に結婚する場合>

- ① 相手の国の方式で婚姻届を出します。添付書類として
 - ・パスポート
 - ・戸籍謄本（1通でないこともあるので、何通必要かも確認しましょう）

・婚姻要件具備証明書（独身であることの証明書）＊法務局で取得します。

その他、住民票や出生証明書が求められることもあります。また、これらの書類は外務省の認証や大使館の認証も必要となる場合があります。事前に添付書類について十分に確認しましょう。

- ② 結婚の証明書を発行してもらい、日本語訳を添付の上、現地の日本大使館または日本の市町村窓口へ婚姻届とともに提出します。その他の添付書類についても十分に確認しましょう。

めでたく、婚姻が成立したら奥様の来日のための書類を整えましょう。詳しくは、「在留資格・ビザ」のページを参考にしてください。

相手（外国人）の大使館に提出する場合、婚姻届受理証明書以外に必要な書類や提出方法を確認しましょう。

（参考サイト）

外務省

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

外務省各種証明手続きガイド

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html>

Q2

外国人の彼と結婚しました。これからは夫の姓を名乗れるのでしょうか。

国際結婚

A2

外国人には戸籍がないので、結婚しても日本人であるあなたの姓は変わりません。夫の姓にしたいのであれば、「氏の変更届」を婚姻後6か月以内に出しましょう。6か月以上過ぎてしまった場合は、家庭裁判所で許可してもらう必要があります。

A3

日本に住む外国人同士の結婚の場合、国により手順が異なりますので、あなた方の国の大使館に確認してください。日本で先に婚姻届を出さなければいけない場合、お住まいの市町村役場に婚姻届を提出することができます。婚姻届が受理されれば、日本の法律上婚姻が成立したことになります。婚姻届を提出する際の添付書類は、国により異なりますので、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。書類の申請は、あなた方の国の大使館で行ってください。書類によっては本国で発行してもらうものもあります。

基本的な必要書類は、

- ・独身であることの証明書（婚姻要件具備証明書等）とその日本語訳
出生証明書とその日本語訳
- ・外国人登録原票記載事項証明書 など

また、日本で婚姻届を出しても各国に報告はされませんので、あなた
の国の大使館などに問い合わせ、結婚の手続きを行ってください。

（参考サイト）

法務省

<http://www.moj.go.jp/>

法務省民事局 国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji15.html>

Q4

私は外国人で、日本人の妻とは長く別居しており、離婚を考えています。彼女も離婚を望んでいます。離婚届を提出すればいいのでしょうか。

**離婚の
手続き****A4**

日本では、夫婦が離婚に同意していれば、市町村窓口で離婚届と戸籍謄本（本籍と同じ市町村に住んでいる場合は不要）を提出して離婚できます。これを協議離婚と言います。慰謝料、財産分与、親権等、本人同士できちんと話し合しましょう。

ところで、あなたの国では協議離婚が認められていますか。裁判による離婚しか認められていない場合は、調停離婚や審判離婚の手続きをする必要があります。調停離婚の申し立て先は家庭裁判所になります。

調停は、相手方つまりあなたの妻が住んでいる管轄の家庭裁判所で申し立てることになります。一度の調停では話し合いはまとまりませんので、数回の調停が開かれます。通常半年くらいの時間はかかるでしょう。

離婚が成立した際は、調停調書の謄本をお住まいの市町村窓口で提出し、さらに、あなたの国の方式に従って離婚手続きを行ってください。国によっては大使館で手続きが可能ですが、そうでない場合は本国で行います。

**結
婚
・
離
婚****Q5**

結婚して3年で、夫との間に1才の子どもがいます。日本人の夫から離婚するよう強く迫られています。私も毎日が辛いので別れたいです。離婚すると国に帰らなければなりませんか。

**離婚と
在留資格****A5**

日本人の配偶者としての在留資格であれば、離婚すると次の更新はできません。しかし、あなたの場合は、日本人の子どもがいることから、離婚後子どもの親権を取れば、母親であるという立場で在留資格を更新できる可能性があります。在留資格が更新できれば、帰国する必要はありません。親権を獲得し、在留資格を更新するためにも、子どもをしっかり育てていけるよう仕事や住む場所の確保などを準備する必要があるでしょう。また、万が一ご主人が勝手に離婚届を出してしまう（本来は不法行為です）場合に備えて、お住まいの市町村窓口で「離婚届の不受理申し出」をしておくこともできます。

Q6

昨年結婚しましたが、間もなく夫が暴力を振うようになりまして。大きな声で怒鳴られると怖くて仕方がありません。どこかへ行くあてもないので、我慢して家にいます。

DV**A6**

暴力に耐えることはとても辛いことだと思います。殴られた時は病院に行き、けがの診断書をとっておくことを勧めます。もし、生命に危険を感じたら迷わず警察に連絡しましょう。また、お住まいの市町村役場や各都道府県の婦人相談所には、女性問題の担当者（婦人相談員など）がいますので、相談することができます。家を出たい場合は、一時避難のシェルターが利用可能か婦人相談員に聞いてみましょう。

もし離婚することになって、離婚調停などの手続き中に在留資格の更新をする時期になってしまったら、入国管理局にDVによる離婚調停中であることを相談しましょう。この際に、診断書や婦人相談員への相談した経緯が有効となってきます。

Q7

外国人の妻と離婚することになりました。現在、妻とは別居中で16才と10才の子どもは妻が育てています。私は子どもと離れたくないし、親権も渡したくないのですが、どうすればいいのでしょうか。

親権**A7**

未成年の子どもがいる場合、親権者を決めなければ離婚はできないので十分話し合う必要があるでしょう。話し合いで解決しない場合は、家庭裁判所へ親権者指定の調停を申し立てます。

一般的に、別居している場合は子どもと一緒に暮らしている親が有利になります。また、10才以下の子どもであれば、生活全般に亘って面倒を見る必要があることから、母親が親権者になる場合が多いです。あなたの上のお子さんは15才以上ということで、家庭裁判所では子どもの意見が最優先されます。どちらの親が親権者になれば、子どもに利益があり幸福かということを考慮の上決定されることになります。

もし、あなたが親権者になれなくても、父親であることには変わりありません。子どもと定期的に会えるよう調停で明確に取り決めておきましょう。

Q8

外国人の夫との間に5才の子どもがいます。夫は子どもの面倒を全く見てくれないので、ずっと私が育児をしてきました。子どもがまだ小さいので、私は仕事をしていません。時々別れ話をすると、夫は子どもの親権は絶対に譲らないと言ってきます。子どもの面倒も見られない夫が親権を取ってしまったらと思うと心配でたまりません。

親権者と
監護者

A8

お子さんがまだ幼いので、母親が親権者になることが多いです。話し合いでうまくいかない時は、家庭裁判所で親権者を決める調停を申し立てます。夫が子どもの面倒を見られないのに親権を取ると言って譲らない場合は、親権者とは別に、実際に子どもの世話や教育をする監護者を定めることもできます。一般的には親権者が監護者を兼ねることが多くありますが、あなたの場合は監護者として指定してもらうという方法もあります。しかし、子どもが手術する場合など親権者の同意が必要となる場面が出てきます。そのような場合、親権者である夫とのやり取りが精神的に負担になることもありますので、十分考慮の上調停に臨んでください。

Q9

昨年、外国人の妻と離婚しました。2才の子どもがいるのですが、親権は妻にあります。時々子どもに会うのですが、元気がなく髪の毛もとかしておらず、あまり清潔ではありません。育児放棄しているのではないかと心配なので、私が育てたいと思いますが可能でしょうか。

親権者の
変更

A9

お子さんのことが心配ですね。あなたが家庭裁判所に親権者変更の申し立てをすることができます。

親権者が行方不明、虐待・育児放棄をしている、重い病気になり育てられない等の事情がある場合など、親権者変更を申し立てを行い、親権が得られることもあります。しかし申し立てたから、必ず変更が認められるとは限りません。家庭裁判所の調査官が、現状を調査した上で変更が可能かどうか確認の必要があります。

元妻が激しく抵抗し調停は不調ということになった場合、審判へ進むこともできます。

家庭裁判所で親権者の変更が認められた場合は、調停成立から10日以内に調停調書の謄本を市町村窓口に提出し手続きを行ってください。

裁判手続きによらず解決可能な家事紛争についての相談窓口ができました。

京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター

外国人と日本人の夫婦や親子の関係で「子どもの認知や、夫婦のトラブルで話し合いが出来ない」などの問題が発生したとき、法律や入管手続きの専門家が、問題解決に向け、お互いの話し合いによる和解を目指します。

事務局

京都府行政書士会 京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター

専用電話 075-343-5757

*京都近隣の近畿2府4県の外国人が対象

④ 医療・健康

Q1

私は外国人ですが、日本語に不安があります。できれば外国語で治療を受けたり相談したりしたいのですが、どこでできますか。

外国語
医療相談

A1

各自治体の外国人相談室や最寄りの国際交流協会で、外国語対応できる医療機関のリストを作ったり、医療機関への通訳派遣等の相談にのってくれるところがあります。都道府県によっては、医療機関の案内システムを構築したり、救急医療情報システムで医療機関の紹介をするなかで、外国語で対応できる病院や診療所を検索できる場合があります。また、各地の医師会が提供している医療機関検索システムのなかで「外国語の対応」を検索項目としてあげているところもあります。

電話で外国語による無料電話医療相談、病院の紹介や医療制度の説明などを行ってくれるところには、次のような機関があります。相談できる日時や対応言語が決められています（平成23年1月にインターネットで確認した情報を下記に記載）ので、確認のうえ相談ください。なお、曜日、時間等は変更されることがあります。

<団体名>

●AMDA 国際医療情報センター

電話相談 センター東京 Tel : 03-5285-8088

英語、タイ語、中国語、韓国語、スペイン語 … 毎日 9:00~20:00
(試験的に)

・ポルトガル語 … 月、水、金 9:00~17:00

・フィリピン語 … 水 13:00~17:00

※ベトナム語の対応については、事前に問い合わせてください。

センター関西 Tel : 06-4395-0555

・英語、スペイン語 … 月~金 9:00~17:00

・中国語 … 火 10:00~13:00 水、木 13:00~16:00

・ポルトガル語 … 月 10:30~14:30

●SHARE＝国際保健協力市民の会

外国人医療電話相談（日本語、英語）

Tel：050-3424-0195（直通） 月～金 10：00～17：00

タイ語エイズ電話相談

Tel：080-3791-3630 木 9：00～16：00 土 17：30～22：00

Q2

私は留学生ですが、留学生に対する医療補助制度はありますか。

留学生
医療補助

A2

文部科学省の予算で運営されていた留学生の医療費補助制度は、平成20年度で終了となりました。現在、留学生向けに補助制度があるという情報はありません。一方、留学している個々の大学において、留学生に対する支援を行うなかで、その大学独自の医療支援制度を設けていたり、大学以外の医療支援事業の情報を持っている場合がありますので、大学の留学生センターなど留学生支援部門に確認してみてください。また、在住している都道府県や市区町村の在日外国人支援施策については、それぞれの行政機関に問い合わせしてみてください。

なお、医療費の補助制度ではありませんが、日本に1年以上在留する場合には、国民健康保険の被保険者になって保険料を支払えば、保険証を提示することで医療費の70%を保険で負担し、自己負担の軽減を図ることができます。

Q3

日頃から生活が苦しいので、病気になったら医療費が払えないのではないかと不安です。何かよい方法はないでしょうか。

医療費支援

A3

健康保険に加入している人は、原則として医療費の3割を窓口で負担しなければなりません。特別な理由によって生活が苦しく病院等保険医療機関の窓口での一部負担金の支払いが困難な場合に、一部負担金の免除、減額、猶予を受けられる制度があります。職域の健康保険では、地震、風水害、火災等の災害により財産に著しい損害を受け一部負担金を支払うことが困難と認められる場合に、また、国民健康保険についても、市町村の条例に定められた内容に該当することで、支払が免除、減額、猶予となります。この制度の対象になるかどうか、

対象となる場合にはどのような手続きを取るのかなどについては、加入している健康保険や国民健康保険の窓口で相談してください。

福祉に関する事業として、医療費の助成制度があります。事業の例としては、「子ども医療費助成」「ひとり親家庭等医療費助成」「障害者医療費助成」などがあります。それぞれの制度には、助成対象者についての要件がありますので、その要件に該当する場合に助成を受けることができます。最寄りの社会福祉事務所で相談ください。

また、社会福祉法に基づく「無料低額診療事業」を実施している医療機関があります。この事業は生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業として位置づけられ、一定の基準に該当する医療機関の届出により事業を実施することができます。この事業を実施している医療機関では、低所得者等で経済的理由により診療費の支払いが困難な人（外国籍の人もこの事業を利用できます。）に対して、診療費の10%以上又は全額の減免を受けることができます。減免の実施内容は実施している医療機関ごとに異なりますので、個々の医療機関にお尋ねください。どの医療機関がこの無料低額診療事業を実施しているかについては、都道府県、指定都市、中核市の、生活保護等を所管している民生主管部門で確認ください。

Q4

医療機関での治療に納得できないときはどこで相談できますか。

医療に関する苦情

A4

身近な地域において、医療に関する患者の苦情や心配事についての相談等に対応する機関として、都道府県ごとに「医療安全支援センター」を設置しています。患者・住民と医療提供施設との信頼関係構築の支援や、中立的な立場から相談等に対応し、医療安全に関する助言や情報提供等を行っています。面接相談、電話相談、手紙やEメール・FAX等、各センターによって相談方法が異なりますので、詳しくは個々の医療安全支援センターに確認ください。

医療安全支援センターは、都道府県のほか、政令指定都市や保健所設置の中核市の一部でも設置しています。なお、医療安全支援センターの相談は日本語での対応に限られているようです。

A5

エイズの原因は HIV と呼ばれるウイルスですが、HIV の感染力は弱く、社会生活の中で感染することはまず無いとされています。HIV は、血液や体液を介して感染することがわかっており、予防対策をすることが大切ですが、HIV は感染しても長期間（平均 10 年）自覚症状がほとんどなく、感染に気づかず予防対策をしていないことで、感染を広げる恐れもあります。

HIV に感染してから抗体ができるまでには通常 6～8 週間かかるため、感染の可能性のある日から 3 カ月後以降に検査を受けると正確に判定できるとされています。HIV に感染しているかどうかを確かめるため、各地の保健所では「エイズ検査（HIV 抗体検査）」を受けることやエイズに関する相談ができます。保健所の検査は匿名で、原則として無料で行われています。検査を受けられる日程等は保健所によって異なりますので、事前に検査を受けたい保健所に確認しておくといいでしょう。

エイズ予防財団では、フリーダイヤルによるエイズに関する電話相談や、日本語、英語、スペイン語等 8 カ国語に対応した 24 時間電話自動応答システム（JFAP エイズサポートライン）による情報提供を実施しています。

●(財)エイズ予防財団

【電話相談】

フリーダイヤル 0120-177-812

月～金曜日（除祭日）10：00～13：00、14：00～17：00

※携帯電話からは、03-5259-1815 へ

【情報提供】

JFAP エイズサポートライン 03-5940-2127

●政府広報「ストップ・エイズ！」

<http://www.gov-online.go.jp/closeup/20100524.html>

【エイズ予防財団】 <http://www.jfap.or.jp/>

【エイズ予防情報ネット】 <http://api-net.jfap.or.jp/>

Q6**病院で受診したいと思いますが、日本語が分からないので、医師や看護師の話がわかりません。医療通訳というものがあると聞きましたが、どんなものでしょうか。**

医療通訳

A6

日本に暮らす外国人が増加し、医療の必要な人も増えてきますが、様々な外国語に対応できる医療機関もまだまだ少なく、外国人の診療に支障を生じることが少なくありません。

医師と患者の橋渡しをする通訳（医療通訳）の必要性が言われていますが、まだシステムとして確立していません。医療通訳は命にかかわる大切な業務であるとともに、守秘義務、誤訳による医療過誤など、繊細かつ重責を伴う業務です。診療場面では、「診察時の説明」「病気の説明」「薬の説明」等専門的な知識とコミュニケーション能力が求められます。

現時点では、医療現場におけることばの問題に取り組んでいる関係者が集まり、「医療通訳を考える全国会議」において、医療通訳のレベル向上と社会的認知をめざし議論を行っているところです。全国の医療通訳派遣・養成を行っている団体・機関の実践者が協議検討し、各地で活用できる共通基準案の作成をめざしています。

各地には、国際交流協会やNPO法人等で医療通訳の派遣を行っているところがあります。通訳派遣を必要と考えている人は、最寄りの国際交流協会で相談してください。

医療・健康

Q7**私の子どもは未熟児で生まれ、障害を持つことになりました。これからの医療費のことを考えると心配です。**障害と
医療費**A7**

医師が入院養育が必要と認めた赤ちゃんが指定の医療機関で入院・治療を受ける場合には、医療費が「未熟児養育医療制度」より入院・治療費を公費負担で受けることができます。地域や保護者の所得によっては一部自己負担金がかかる場合もありますが、その分は乳児養育の医療費助成の対象になります。

また、障害が残った場合、「自立支援医療」により、原則1割負担で治療を受けられます。

自立支援医療の適用については、障害の種類や所得によりまず、まずは医師、又は病院のソーシャルカウンセラーに相談して、市町村に申請しましょう。

⑤ 出産・育児

Q1

私は外国人ですが、日本で出産するためにはどんな準備が必要ですか。また、どの程度の費用がかかりますか。

出産準備
と費用

A1

妊娠の確認ができて、産むと決心したら、妊婦が外国人登録をしている市区町村の保健所又は保健センター等(県の保健所では対応していない場合があります。)に「妊娠届出書」を提出して、「母子健康手帳」(無料)を受け取る手続きを行います。妊娠届出書は受診している医療機関でもらえますし、保健所等で自己申告すれば良いこともあります。これによって、出産時や出産後の妊婦と新生児の身体ケアのための妊婦健康診査、母親教室等の公的なサービスが利用でき、保健婦に相談もできます。母子健康手帳の交付に関しては、国籍要件も外国人登録の有無、在留資格も問われません。パスポート提示も必要なく、在留期間を経過している人でも取得できます。母子手帳を持っていても、在留期間を経過している場合、予防接種等の乳児への公的サービスがすべて受けられるかどうかは、市区町村によって異なります。最寄りの保健所に確認してください。

日本では、病院で赤ちゃんを産む場合、正常な出産のときは病気とみなされないため医療保険が適用されません。2010年8月に厚生労働省が実施した調査では、正常分娩の場合、全国平均で47万円余の費用がかかっているという結果が出ています。本人や配偶者が公的医療保険制度(健康保険)に加入していると、原則として、出産にかかる費用に出産育児一時金を充てることができるよう、健康保険から医療機関に出産育児一時金を直接支払う仕組みとなっていますので、医療機関等に確認してください。

出産にかかった費用が出産育児一時金の範囲内であった場合には、出産後その差額分を健康保険に請求すれば支給されます。また、支給額を超える場合には、超える額を医療機関等に払う必要があります。

直接支払制度に対応困難な医療機関等については、例外的に平成23年3月31日まで直接支払制度が猶予されます。なお、出産後に被保険者が受け取る従来の方法を利用することもできますが、出産に要した費用をいったん自ら医療機関に支払う必要があります。

出産費用を負担することが困難な生活困窮の世帯については、日本

では指定の施設で入院期間中の母子の医療費が免除又は安い費用で出産できる「助産施設への入所制度」がありますので、住んでいる所を管轄する福祉事務所に申し出てください。この制度を定める「児童福祉法」には、国籍、在留資格制限がありません。在留期間を経過している妊婦についても適用の対象とされています（1995年11月に厚生省が公表）ので、申請窓口で問題になったら確認してもらおうとよいでしょう。収入が無いことの証明は、市区町村の税務課等で「非課税証明」を交付してもらってください。この書類は在留期間を経過しても、交付を受けることができます。

Q2

父母ともに外国籍の場合、子どもの国籍はどうなりますか。生まれた子ども、このまま日本に住むときはどうしたらいいですか。

外国人の
国籍取得

A2

アメリカやカナダのような「生地主義」（両親の国籍に関係なく、子どもの生まれた場所がその人の国であるとする考え方）を取る国々とは異なり、日本は「父母両系血統主義」の考え方を採用しています。これは、生まれた場所に関係なく、血統により両親の国籍を取得していくもので、両親のどちらか一方の国籍が子に伝わるものです。

●日本で出産した場合の手続き

父母ともに外国籍の場合、子どもが日本国籍を取得することはできません。そのため親の出身国の国籍になります。各国で取扱いが異なりますので、まずは自国の大使館等に確認してください。

①「出生証明書」 … 出産に立ち会った医師か助産師に作成してもらいます。通常、日本の市区町村役所に提出する「出生届」の用紙にいっしょに印刷されている様式を使います。

②「出生届」 … 子どもを日本国内で出産すると、外国籍の人も戸籍法により14日以内に出生届をしなければなりません。「出生証明書」を持って市区町村役所に届け出て、「出生届受理証明書」（有料）を発行してもらってください。

③外務省による認証 … ②でもらった「出生届受理証明書」「出生証明書」を自国の手続きにそのまま使うことができないことが多く、その場合は日本政府の証明を求められます。②でもらった「出生届受理証明書」「出生証明書」を持って日本の外務本省（東京）領事局領事サービスセンター（証明班）又は外務省大阪分室（大阪府庁内）へ

行き、出生届受理証明の原本（必要部数）を提出し、公印確認の証明をしてもらいます。証明の対象となる公文書は原則発行後3カ月以内で、提出先の要求するものに限られています。外務省等に来訪する場合は、必ずパスポートや外国人登録証明書、運転免許証などの写真つきの証明書を持参してください。認証した公文書の受け取りは、申請の翌稼働日以降となります。なお、郵便で申請・受け取りを希望する人、または受け取りのみを郵便で行いたい人は、郵送による方法を選ぶことができますが、郵送中の紛失等について外務省は責任を負ってくれません。

④国籍申請 … 外務省で認証された「出生届受理証明書」「出生証明書」とパスポートを持って、自国の大使館等で国籍申請をします。併せて生まれた子どものパスポートを発行してもらいます。

在留期間を経過している人も、以上の手続きを行ってください。子どもがいずれの国の国籍を取得するにしても、子どもが出生したという事実を裏付ける書類としての「出生証明書」「出生届受理証明書」がなければ、子どもは本国に帰っても無国籍状態となります。

生まれた子どもが、そのまま日本に居住するときは、次の手続も必要です。

⑤「在留資格の取得」 … 生まれた子が、出生後60日を超えて日本に在留しようとする場合は、出生の日から30日以内に、法務大臣に対して在留資格の取得を申請しなければなりません。居住地を管轄する入国管理局等に手続をしましょう。

⑥「外国人登録」 … 出生後日本に在留することとなったときは、出生の日から60日以内に、その居住地の市区町村長に対して、外国人登録の「新規登録」手続を行います。（→平成24年7月までに、「新たな在留管理制度」に変更されます。）

在留資格を取得しないまま60日を超えて在留することは、退去強制事由に該当するだけでなく、刑事罰の対象にもなりますし、外国人登録の「新規登録」をしない場合も刑事罰の対象になりますので、十分に注意しましょう。

A3

日本人と外国人との間に生まれた子の国籍は、日本の国籍法、相手方の国の国籍に関する法律、子の生まれた国の国籍に関する法律によって決まりますので、必ずしも単一国籍になるわけではありません。日本の国籍法は、1984年の改正により、父系血統主義を改め、父母両系血統主義が採用されました。国籍法第2条第1号では、「出生の時に父又は母が日本国民であるとき」と定めています。これには「子が日本人の親の嫡出子であるとき」「子が日本人父によって胎児認知されているとき」「未婚であっても子の母が日本人であるとき」などの場合が該当します。法律上の婚姻関係があれば、生まれてくる子は当然に日本国籍を取得することができます。その子は外国籍の親の法律に基づいて手続きをすれば、その国の国籍を持つことができる場合もありますので、その国の領事館で確認してください。婚姻届を出さず、胎児認知をしないうちに子どもが生まれた場合は、子の出生後に日本人である父又は母が認知し、子が20歳未満であれば、法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得することができます。

●認知された子の日本国籍取得の手続き

以下の要件を満たしている場合、次の添付書類を持って、所轄の法務局（国外の場合は日本の在外公館）へ行き、国籍取得の手続きを行います。日本国籍が取れた時点で、法務局から発行された「国籍取得証明書」を持って市区町村役所に届け出ると、戸籍への記載が行われます。国籍取得の日から1カ月以内（国籍取得の日に国外に在るときは3カ月以内）に届け出ることと定められています。

重国籍の人（昭和61年1月1日以後から重国籍の人の場合）は、重国籍になった時点が20歳に達する以前の場合は、22歳に達するまでに、また20歳に達した以降に重国籍になった場合は、その時から2年以内に、国籍を選択しなければなりません。日本国籍を選択する場合は市区町村役所の戸籍担当窓口で「国籍選択届」を提出してください。日本国籍を選択しない場合は、法務局へ「国籍離脱届」を提出したのち、市区町村役所の戸籍担当窓口で国籍喪失の届出をします。手続きの詳細は、管轄の法務局（国籍担当）等に確認ください。

<要件>

①父又は母に認知されていること。②20歳未満であること。③日本国民であったことがないこと。④出生したときに、認知をした父又は母が日本国民であったこと。⑤認知をした父又は母が、現に（死亡している場合には、死亡した時に）日本国民であること。

<添付書類>

①認知した父又は母の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本又は全部事項証明書②国籍の取得をしようとする者の出生を証する書面③認知に至った経緯等を記載した父母の申述書④母が国籍の取得をしようとする者を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面⑤その他親子関係を認めるに足りる資料⑥外国人登録原票記載事項証明書、旅券の写し等⑦写真（5×5 cm）

Q4

妊娠して「妊娠届」を出し、母子健康手帳をもらいました。このあとどんなことに利用するのでしょうか。

母子手帳

A4

住んでいるところを管轄する保健所等に妊娠の届出をすると、「母子健康手帳」を渡してもらえます。「母子健康手帳」は妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録し、母子の健康管理に役立つものです。健康診査受診票や予防接種の問診票などが綴じ込んであって、妊婦健康診査等を無料で受けられます。14回分の公費負担があり、検査項目や金額が決められています。

赤ちゃんが生まれたら「出生届」を市区町村役所に14日以内に届け出なければなりません。併せて、保健所において「出生報告」を提出するよう求めることがあります。その資料は助産師や保健師の相談等に活用されます。

「子どもの医療費助成」のための医療証交付申請など、その他の出生に関連して必要となる諸手続についての案内も掲載されている場合があります。詳細は住んでいる区を管轄する保健所又は市町村に確認ください。

Q5

何年か前に夫と離婚して、15歳と17歳の子どもを育てています。前の夫からは何もお金をもらっていません。失業手当は今月の6回目の支給が最後になります。このままでは生活ができなくなるので支援を受けたいと思います。どうすればよいでしょうか。

ひとり親
世帯

A5

父母が離婚した母と子のみの世帯或いは父と子のみの世帯（以後「ひとり親世帯」といいます。）に対して、「児童扶養手当」を給付する制度があります。子どもの年齢が18歳になったあとの3月31日までの場合に対象となります。支給期間も18歳の誕生日のあとの3月末までですが、児童に一定の障害がある場合は、20歳未満まで延長されます。

支給される金額は、その世帯の所得によって決まります。月額は、1人目が全部支給の場合で41,720円、一部支給の場合は41,710円から9,850円、2人目は定額で5,000円、3人目以降は1人3,000円となっています。他に都道府県や市区町村がひとり親家庭に対する手当制度を設けている場合があり、それぞれの給付要件に該当すれば支給を受けることができます。また、就学援助やひとり親家庭等医療費助成、JR通勤定期特別割引などの支援事業もあります。児童扶養手当制度に関する手続きや給付の内容などの詳細始めひとり親家庭支援事業については、事業を所管している社会福祉事務所で確認ください。

雇用保険の失業給付が終了する時期になっても仕事先が見つからない場合、無料で職業訓練を受けながら生活費の給付を受けられる「訓練・生活支援給付」の制度があります。ハローワークのあっせんを受けて、用意された職業訓練メニューの中から選択して受講した場合に、訓練期間中の生活費の給付を受けられます。一定の要件が定められており、その要件のすべてに該当する人が対象となります。この事業はハローワークで受けつけていますので、相談してみたらどうでしょうか。

いろいろな方法を探しても、どうしても生活に困るときは、生活保護の相談をしてみます。生活保護の対象は日本国民とされていますが、日本での活動に制限を受けない在留資格の人については、生活保護を受けることができる取扱いとされています。住所地の社会福祉事務所で相談してください。

Q6

母子家庭の支援として児童扶養手当を支給してもらっています。今後、結婚の届出をしていない男性と一緒に生活をする場合、母子家庭の支援はどうなりますか。

児童扶養
手当

A6

児童扶養手当は、ひとり親家庭（父又は母が重度の障害の状態にある場合を含みます。）及び両親のいない家庭で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は20歳未満で一定の障害の状態にある者）を養育している人に対して給付されます。給付にあたっては所得制限があります。

受給資格者である父又は母の婚姻等により、対象児童が父及び母に養育されるようになった場合には受給資格を喪失します。法律上の婚姻届を出していなくても、事実上の婚姻関係（内縁関係）があれば、配偶者とみなされます。したがって、児童扶養手当等のひとり親家庭の支援を受けることができなくなります。また、離婚を前提に別居している場合でも離婚が成立していないため、給付の対象にならないとされています。詳細は社会福祉事務所で確認ください。

Q7

間もなく2人目の子を出産します。体は良好なので出産まではできるだけ長く働くつもりですが、出産後、育児休暇を1年間取りたいと考えています。その間給料がもらえないとどうなるのでしょうか。

育児休業

A7

「育児介護休業法」に基づき、1歳に満たない子の養育にあたって、事業主に育児休業を申し出ることができます。事業主は、労使協定で認められないとした場合以外については、その申出を拒むことができません。期間を定めて雇用される人については、①その事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、②養育する子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること の両方に該当する必要があります。

「雇用保険法」では、雇用継続給付の1つに「育児休業基本給付金」の制度があります。この給付金は、つぎのいずれの条件にもあてはまる場合に支給されます。その条件は、①被保険者が1歳に満たない子を養育するための休業をしたこと、②原則として、育児休業を開始した日前2年間に、みなし被保険者期間が通算して12カ月以上あること です。みなし被保険者期間とは、休業を開始した日を被保険者で

なくなった日とみなして、休業を開始した日の前日からさかのぼって1カ月ごとに区分し、区分された期間のうち賃金支払基礎日数が11日以上あるものを1カ月のみなし被保険者期間として計算します。

育児休業基本給付金の額は、1支給単位期間について、原則として、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の100分の30に相当する額とされています。なお、事業主から賃金が支払われるときは、賃金の額に応じて支給額が調整されます。詳細はハローワークで相談ください。

Q8

子どもは病気にかかりやすく心配です。病気の予防のために予防接種を受けたいと思いますが、どうすればいいでしょうか。

予防接種

A8

子どもの病気のなかには、予防接種で予防できる病気があります。お母さんから赤ちゃんにプレゼントされた病気に対する抵抗力（免疫：めんえき）は、生後数カ月か1年で自然に失われていきます。

予防接種は、赤ちゃん自身が免疫をつくって病気を予防するのに役立ちます。子どもは成長とともに外出の機会が多くなります。できるだけ予防接種で免疫をつけ、病気にかからないように、また他の子にうつさないようにしましょう。

子どもの予防接種で、法律に基づいて無料で受けられる予防接種は、①BCG（結核）、②ポリオ（急性灰白髄炎）、③三種混合（ジフテリア：D、百日咳：P、破傷風：T）、④麻しん・風しん混合ワクチン（MR ワクチン）、⑤日本脳炎です。保健所や指定医療機関で受けることができます。

予防接種を受けるときには子どもの体調等を考える必要がありますので、接種時期や接種場所のほか、受ける前に注意することやどんな状態だと受けることができないかなどについて、あらかじめ保健所で確認しておくとう安心です。

〔予防接種ガイドライン等検討委員会〕

「予防接種と子どもの健康」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/guideline/2.html>

国立感染症研究所「感染症情報センター」

<http://idsc.nih.go.jp/vaccine/vaccine-j.html>

Q9**予防接種の内容は難しいので、外国人の親に説明するために母国語に翻訳された資料や問診票をさがしています。****予防接種****A9**

財団法人予防接種リサーチセンターが近年日本国内にも外国人の子どもの増加に伴い、無料で資料をホームページで提供していますので、ダウンロードしてお使いください。毎年更新されています。

検索方法 財団法人予防接種リサーチセンター→外国語版

提供言語：英語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・スペイン語・アラビア語・フランス語・ドイツ語・イタリア語・ロシア語・タイ語・インドネシア語・モンゴル語

内容；本文と予診票

財団法人予防接種リサーチセンター <http://www.yoboseshu-rc.com/>

Q10**幼少期に言葉を話すのが遅いなど、子どもの発育に心配があるときはどうしたらいいですか。****発育障害****A10**

親にとって子どもの成長は楽しくうれしいものですが、自分の子どもの成長は順調なのかと心配になることもあります。「はいはいをしない」「なかなか歩かない」「言葉が遅い」「うまく話せない」「友達とうまく遊べない」「育児に不安がある」など、親としての様々な悩みを持つことも多いのではないのでしょうか。

そういった子どもの発達や成長面での不安や悩みがある場合には、都道府県や市区町村で設けている発達相談の窓口で相談してみたらどうでしょうか。

各都道府県や指定都市には「発達障害者支援センター」が設置され、専門職員を配置して相談に対応しています。発達障害者の日常生活（行動やコミュニケーション等）についての相談支援や発達支援、就労支援などを行っています。また、障害の特性とライフステージにあわせた支援を提供するために、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関との連携も図ります。

相談窓口については、市区町村の健康福祉部門に問い合わせてください。また、相談を受けるときは、あらかじめ利用方法等について確認しておくといいでしょう。

〔発達障害情報センター〕 <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

発達障害者支援センターはじめ発達障害に関する情報 があります。

Q11

ペルー人の夫婦ですが、日本で子どもが生まれ、生後3ヶ月から保育所に預けて両親とも働いています。現在4才ですが、保育所で、言葉が遅いので、発達障害かもしれないと言われ、母親が通訳をして言葉のチェックをしてもらったら「自閉症のようです。子どもさんのために家でも日本語で話さない。」と言われました。家庭ではスペイン語で話していますが、保育所では日本語だけで、保育士さんはときどき英語の単語をまぜるようです。親から見たら、自閉症だとは思えないのですが、どうしたらよいかわかりません。

子どもの
言語形成

A11

子どもさんにとっては、はじめて言葉を覚える過程で、日本語とスペイン語の両方が聞こえる環境なので、混乱して言語形成が遅れるのはしかたがないと思います。しかし、日本には、二つ以上の言葉の中で育つ子どもの言語形成や人格形成について、専門的に診察をするような医療機関がまだありません。

しかし、最近ではこのような相談が増え自閉症と診断されることが多いようです。それゆえ、スペイン語かポルトガル語と日本語の両方の言語が理解できる心理カウンセラーの研究をする人も増えてきていますので、愛知県や静岡県などの外国人集住地域の国際交流協会に設置されている相談窓口にご相談することをお勧めします。

日本のひとりの医師だけの意見で決めず、子どもさんには自信を持って、これまで使ってきたひとつの言語で話しかけて様子を見てください。

⑥ 教 育

Q1

保育園に入るにはどうしたらいいですか？
＜入所手続き＞

保育園

A1

保育園は、両親が共に働いていたり、病気などの事情で家庭で保育ができない幼児を預かる施設です。入園を希望する場合は、居住地の福祉事務所か市区町村役場の児童課に申請します。申請には「源泉徴収票」や「就労証明書」などいくつかの書類が必要ですので、児童課の窓口で説明を聞いて用意しましょう。

保育料は前年度の家族の収入によって決定されます。

参考となる書籍

『外国人保育の手引き 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語』 日本保育協会編

(購入するには)

URL:<http://www.nippo.or.jp/cgi-bin/nippo/shoseki/bbs.cgi/shoseki#wrapper>

内容：外国人の保護者のために（保育園生活や保育料等の説明）。

外国人保育を行う保育者のために（入園時や行事、保健について、子どもに対してなど）。

＜付録＞児童家庭調査票、登降園等調査票、持ち物カット集、各種連絡カード

Q2

就学前の教育を受けられる場所はどこがありますか？

就学前教育

A2

・**幼稚園**：幼稚園は満3歳から、小学校に入学するまでの教育施設です。国・公立と私立があり、国、地方自治体、学校法人などが設置しています。地域によっては私立幼稚園児に対しては補助金がでるところもあります。

・**認定子ども園**：幼稚園の機能と保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、幼稚園で受ける教育と保育所（園）での保育を一体的に受けられる施設です。また、子どもを育てているすべての家庭が、子育て相談などの支援を受けられます。

こども園には幼保連携型、幼稚園型、保育所型、認可外施設型の4つのタイプがあり、それぞれの設備や運営方法が違うので、内容をよく確認することも必要です。

申込みは認定子ども園へ直接申し込みます。保育料は各認定子ども園によります。なお、補助制度などについては、各都道府県の健康福祉部などに問い合わせてください。

<就学に際しての多言語案内は>

『就学ガイドブック』

文部科学省：就学に関する案内が多数の言語で集約されています。

URL:http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/001.htm#a09

Q3

家から少し離れた学校に行きたいと思っています。その学校に通うにはどうしたらいいのでしょうか？
<学区外及び区域外通学>

学区外・
区域外通学

A3

転居やその他の諸々の理由で学区外及び区域外の学校へ通学を希望する場合は、お住まいの教育委員会へ申請できます。相談してみてください。

なお、学区外及び区域外通学が認められた場合も、通学に係る交通費などは自己負担となります。

なお、遠距離の場合は子どもの負担にもなりますので、通学に支障がないか十分検討してください。

Q4

制服や教材（習字セット、絵の具セット、リコーダーetc）など小学校でも購入する必要があると聞きました。経済的に厳しいのですが、援助してもらえますか？

学用品
・制服

A4

学用品や制服などについては、学校が持っている物を提供してもらえることもありますので、事前に各学校の先生に相談してみてください。

なお、給食費などについて、保護者の申請に基づき、審査のうえ援助する制度もあります。こちらも学校に相談してください。

Q5

子どもは日本の高校への進学を考えています。わたしは日本語があまり読めないので、日本の事情がよく分かりません。進学について日本の学校のことや試験のことを教えてもらえるところがありますか？

高校進学

A5

進学については、子どもさんの学校の担任の先生によく相談してみてください。保護者の相談の際に通訳が必要な場合も学校に依頼すれば対応してくれる学校もあります。

なお、地域によって通訳付きの進路ガイダンスを開催しています。開催時期を確認して参加してみるとよいでしょう。

多言語の進路ガイダンス一覧掲載サイト

中国帰国者定着促進センター 高校進学ガイダンス情報が掲載されています。

http://www.kikokusha-center.or.jp/shien_joho/shingaku/guidance/2010guidance.htm#shiga

Q6

私は中学校を卒業していません。高校に進学したいと思うのですが可能ですか？

高校進学

A6

中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために年に1回、国が行う試験があります。これに合格すると高等学校へ入学するための資格が与えられます。日本国籍がなくても、年度末までに15歳以上になる人は受験できます。

受験案内や願書は各都道府県の各教育委員会にお問い合わせください。

なお、日程は必ず確認してください。

概要：出願期間 8月下旬から9月上旬

中学校卒業程度認定試験 11月初旬

Q7**中学校を卒業後は、働きながら勉強を続けたいのですが、どんな進学先がありますか？**

高校進学

A7

定時制や通信制の高校があります。定時制は昼間と夜間があります。通信制では平日は自宅で学習し、レポート等を提出して、休日などに登校します。こうした学校には、学年制でなく、単位制の学校もあります。学校の先生に確認してください。

Q8

外国籍の16歳の子どもです。8月に母国から日本へ来て両親と暮らしています。母国の中学校は卒業し卒業証書も持っています。日本の高校に進学したいと考えていますが、どうしたらよいのでしょうか？ 日本語もあまりまだできません。日本の中学校に入って勉強することができるならそれも一つの方法かと考えています。

高校進学

A8

外国において9年間の教育課程を修了したものであれば高校受験は認められます。卒業証書は確認資料になりますので、早い時期にお住まいの教育委員会で同等の教育課程修了者として認められるかどうかを確認してもらってください。なお、外国で8年間の教育課程を修了している場合は、日本の中学校に転入するか、中学卒業程度認定試験に合格すれば高校受験資格が与えられます。都道府県によっては日本語学校での履修でも認めている場合がありますので、まずは各都道府県の教育委員会に相談してください。

なお、外国人児童生徒の受け入れについては、文部科学省が2010年5月に「学齢を超過した者を含め、入学・編入学させたり、その際に下学年へ受け入れたり、就業実態を踏まえ、必要な場合には、いわゆる夜間学級を活用したりする、小学校または中学校に入りやすい環境の整備を促進する。」という方針を発表し可能となりました。従って、中学校への編入も可能ですが、成長にあわせてどの方法がよいかはよく検討し、お住まいの教育委員会ともよく相談して決めてください。

Q9**経済的に困っていて勉強を続けられません。**

高校進学

A9

学費を援助する奨学資金制度がいろいろあるので利用しましょう。各都道府県の教育委員会で設置する奨学金もあるので、利用しましょう。また、奨学資金などの他、各種団体の奨学金やお住まいの自治体に奨学制度を設けている場合もあります。

経済的に大変お困りの場合は、在学中の学校、もしくは県の教育委員会や社会福祉協議会、国際交流協会に相談しましょう。その他、国や民間の教育ローンもあります。

Q10**高校を中退して、美容専門学校に入り、美容師になろうと思います。専門学校へは高校を中退していても入学はできますか？**

専門学校

A10

中卒者が入学できる専門学校もありますが、大変少ないのが現状です。現在では、高卒者を対象としている専門学校が大多数をしめます。また、専門学校を卒業しても就職が難しかったり賃金に差ができることもあります。

なるべく高校を卒業してから専門学校へ進学するほうがよいでしょう。高校には、進路指導の先生がいます。様々な情報も把握されていますので、是非一度相談してみてください。

将来の進路に参考になる冊子&DVD

『外国人の子どもに向けた キャリアガイド（職業案内）～可能性は無限大！～』

（対応言語：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語〈簡体字〉）

企画・制作：三重県市町 多文化共生ワーキング

このHPからダウンロードできます。

URL: <http://www.pref.mie.jp/KOKUSAI/HP/data/careerguide.htm>

『キャリアガイド DVD～可能性は無限大！～』（対応言語：やさしい日本語
字幕：ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語〈簡体字〉）制作・著作：三重県（生活・文化部国際室）制作協力：日生学園第一高等学校 三重県立桑名西高等学校 Portal Mie 株式会社 DVDの配布は出来ませんので、ご覧にな

りたい方は、お問い合わせください。 お問い合わせ先 三重県生活・文化部国際室 国際グループ

Q11

現在大学生です。海外へ留学したいと思っ
ていますが、どのような準備が必要ですか？

海外留学

A11

まず、留学费（授業料、航空チケット代、生活費等）の用意は奨学金が私費によるものになります。

奨学金については、日本国籍を有するものに応募資格が限定されていることもありますので、確認が必要となります。留学中にアルバイトを禁止している国もありますので、十分な資金の準備も必要となります。

なお、アメリカやオーストラリア等の大学は、外国人の英語標準テスト（TOEFL）の成績も判定材料にしています。

留学に関する情報はインターネットでも調べることが可能ですが、以下の機関等直接閲覧できることや、相談できる場所がありますので、積極的に活用することをお勧めします。

① 独立行政法人 日本学生支援機構（JASSO）

<http://www.jasso.go.jp/>

海外留学を考える方には是非読んでほしい基本情報をまとめ、公開しています。また、奨学金の情報も公開していますので、確認してみましょう

②大学への相談

大学には、それぞれ大学間等で海外との交換留学制度（短期・長期は学校による）などをもっている学校も多くあります。大学の留学センター等で情報を入手しましょう。相談できる場所もあるでしょう。

③目的の国が決まっている場合

アメリカなら日米教育委員会、イギリスならブリティッシュ・カウンシルなどの政府関連文化機関や各国の政府観光局等にも情報がそろえられていることが多いので調べてみるといいでしょう。

なお、長期になると学生ビザの取得も必要になることから、必ず大使館・領事館でまず確認してください。

教

育

A11

外国籍学生に対する相談機関が以下のとおりあります。電話やメールの相談も可能ですので教えてあげてください。

1. (独立行政法人) 日本学生支援機構

(1) 「留学情報センター」 留学相談コーナー

住 所： 〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電 話： 03-5520-6141

内 容： 全国の学校、特に大学・大学院の最新情報が豊富に集められている。文部科学省の外郭団体。

対応言語と時間： 日本語・英語

毎日（土曜・日曜、祝日も開館。ただし、毎月第2水曜日、ゴールデンウィーク、年末年始は休み。）

日本留学相談 9:30～17:00（要予約）

メールでの相談 nippon@aiej.or.jp

http://www.jasso.go.jp/study_j/info.html

(2) 「留学情報センター」 神戸サテライト

住 所： 〒651-0072 兵庫県神戸市中央区脇浜町 1-2-8

電 話： 078-242-1745

内 容： 全国の学校、特に大学・大学院の最新情報が豊富に集められている。

対応言語と時間： 日本語・英語（月～金）9:30～17:00（要予約）

2. 東京 YWCA 「留学生相談室」

住 所： 〒101-0062 千代田区神田駿河台 1-8-11 東京 YWCA 会館内

電 話： 03-3293-1233

内 容： 留学生生活に必要な情報の提供と相談を受け付ける。東京 YWCA 「留学生の母親」運動のメンバーが相談を担当。

相談方法： 電話相談 面接相談 無料

対応言語と時間：原則として日本語。水曜を除く（月～土）13:30-17:30

<http://www.tokyo.ywca.or.jp/ryugakusei/index.html>

3. ボランティアグループ留学生相談室

電 話： 03-3465-7550

内 容： 留学生生活に必要な情報の提供と相談を受けている。宿舎・

アルバイトも提供者があれば紹介している。

相談方法： 電話相談(無料)

対応言語と時間： 原則として日本語

⑦ 医療保険・年金

Q1

長引く病気で医療費を払うのが困難です。どうすればいいですか？

医療費

A1

国民健康保険、社会保険などの健康保険は医療費を一部負担する医療制度ですので、未加入の方は市役所、又は会社で加入してください。健康保険を利用しても医療の支払額が高額な場合、「高額療養費の制度」により、一定額を超えた部分が保険から支払われます。

高額医療費が支給されるまでの間、無利子の公的な貸付制度を地域の社会保険協会が行っていますので相談してみてください。

また、治療のため、生活が苦しくなる場合は市役所で生活相談にのってもらいましょう。

低所得者や高齢者・障害者を対象として、一時的な支払いが無理な場合、低利の公的な生活福祉資金の貸付制度があります。地域の社会福祉協議会が行っていますから相談してみてください。

また、自治体によっては、所得に応じて国民健康保険の自己負担減免制度を利用することができますので、市町村の国民健康保険担当課に尋ねてください。

Q2**帰国します。今までに支払った年金保険料はもどってくるのでしょうか？**

脱退一時金

A2

日本国籍を有しない人が、日本滞在中に年金に加入し、6ヶ月以上保険料を納めた場合は、日本出国後2年以内に請求すれば脱退一時金が支給されます。

裁定請求書、説明用パンフレットは各年金事務所にあります。

なお、日本国と年金協定を締結している諸国においては日本での年金加入期間が通算されます。脱退一時金は請求すると、加入期間が通算されなくなりますので、確認の上、請求しましょう。

*現在締結のある国：ドイツ、イギリス、韓国、アメリカ、ベルギー、フランス、カナダ、オーストラリア、オランダ、チェコ、イタリア(2011年1月1日現在)

*イタリアについては、協定発効時期が決まっておらず、具体的な手続きを相手国と調整中。

Q3**年金を受給するのに、何年、加入期間が必要なのですか？**年金の
加入期間**A3**

日本の年金を受給するのに、最低25年間の加入期間が必要です。しかし、外国人の場合、日本に帰化、または永住許可を受けた場合は、20歳以上60歳未満のうち、次の期間が合算対象期間になります。

1. 1961年4月から1981年12月まで外国人として在日していた期間
2. 1961年4月以降で海外に居住していた期間(帰化や永住許可を受ける前の期間のみ)

年金支払い開始年齢(原則65歳)の時点で、永住許可をもっていれば、カラ期間が適用されます。一旦、年金支給が開始されれば、帰国するなどして永住許可を失っても、年金の支給は続きます。

また、日本国籍をお持ちの方は、海外居住期間が合算対象期間となります。

⑧ 税金

Q1

先月来日し、会社の寮に住んで仕事をしています。友達から所得税の減免があると聞きましたが、教えてください。

所得税
減免制度

A1

1年に満たない滞在で、国内に住所を所有しない「非居住者」であれば、所得税の減免が受けられます。源泉徴収義務者(支払者)が最初の支払い日までに「租税条約に関する届出書」を納税地の所轄税務署長宛に提出します。届書は、支払い内容で書式が変わりますので、支払者に確認、相談してください。また、既に最初の支払いが終わっていても還付請求ができます。

Q2

市民税の督促状が届きましたが、現在無職で支払うことができません。どうすればいいのでしょうか。

市民税

A2

滞納すれば、延滞料金がかかりますので、市役所の窓口で相談してみましよう。市町村によって「市民税分割制度」などがある場合がありますので、窓口で聞いてみてください。

Q3

本国にいる妻や子供たちに生活費を送金しています。友人が手続きをすれば、税金が返ってくると話してくれました。どうすればいいのでしょうか。

所得税還付

A3

外国にいる家族も、次に挙げる条件等に適えば、扶養控除に該当し所得税が還付されます。

- ① 6親等内の血族及び3親等内の姻族であり、その親族関係が証明できること（出生証明書・婚姻証明書等）
- ② 生計を一にし、かつ親族の合計所得金額が38万円以下であること
- ③ 送金の事実が証明できること（送金記録）

また、還付申告のできる期間は、勤めている会社等の年末調整で申告をしなかった場合、最寄りの税務署で5年前まで遡って税金の還付申告ができます。毎年確定申告をしている自営業の方などは、確定申告期限から1年以内に更生の請求を行います。

なお、帰国する場合は、その前に納税管理人を選任し税務署に届け出れば、出国後でも手続きが可能です。

但し、平成23年からは年齢16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されるなど変更がありましたので、必要な提出書類等も含め詳細は最寄りの税務署で尋ねてみてください。

<参考>

【国税庁】 <http://www.nta.go.jp/index.htm>

・ タックスアンサー

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/index2.htm>

・ 租税条約に関する届け出の提出

<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2888.htm>

・ 給与所得者の扶養控除等の申告

http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/1648_01.htm

【自治体国際化協会】 <http://www.clair.or.jp/>

・ 多言語生活情報

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/index.html>

⑨ 労働

Q1

仕事に就きたいのですが、どうすればよいですか。

求職

A1

まず、就労が可能な在留資格であるか確認をしましょう。日本では、公共職業安定所(ハローワーク)の窓口で、外国の方へも無料で職業相談や就職のあっせんを行っていますので、最寄りのハローワークを利用しましょう。

また、厚生労働省のHPにある「外国人雇用対策」のなかでも様々な情報を提供していますので、参考にしてください。

<参考>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・外国人雇用対策

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin.html>

・全国ハローワークの所在地

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

・外国語で相談が可能なハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf>

【東京外国人雇用サービスセンター】

<http://www.tfemploy.go.jp/>

【大阪外国人雇用サービスセンター】

<http://www.osaka-rodo.go.jp/hw/gaisen/>

【名古屋外国人雇用サービスセンター】

<http://www2.aichi-rodo.go.jp/gaikokujin/>

Q2

日本語が読めず、口頭で労働条件を聞きましたが不安です。労働契約を交わしたいのですが、できるでしょうか。

労働契約

A2

労働基準法では、労働契約を結ぶときに、雇い主は給料、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することになっています。契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなど、必ず内容を確認しましょう。労働契約や就業規則などは、後々のトラブルを回避することにもなりますので大切です。また、労働に関する法律は、日本国内における労働者であれば外国人でも適用され、オーバーステイの移住労働者も例外ではありません。

<参考>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・労働契約

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/keiyaku.html>

・労働基準行政関係リーフレット等一覧

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/index.html>【東京労働局】 <http://www.roudoukyoku.go.jp/>

・労働基準法のあらまし

<http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/kijunhou/k-aramasi.htm>

労

働

Q3**会社で雇用保険に入りましたが、どんな時に支払われますか。****雇用保険****A3**

労働者が失業した時や、育児・介護休業等の時、また職業訓練を受ける際に給付される公的な保険制度で、労働者も賃金の一定割合を負担しなければなりません。

例えば、自己都合・解雇などで離職した場合、条件を満たし、被保険者資格喪失届、離職票などを揃え公共職業安定所（ハローワーク）で求職の申し込み手続きをして認められれば、基本手当を受給することができます。

<参考>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・雇用保険制度

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>

・全国ハローワークの所在地

<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

・外国語で相談が可能なハローワーク一覧

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf>

Q4

パートタイムの仕事中に軽い怪我をしました。2日間の通院で治りましたが、労働者災害補償保険を受けることができますか。

労災

A4

パートタイマーやアルバイトの方でも、仕事で怪我や病気になった場合や死亡した場合、また通勤途中で災害を受けた場合などが認められれば、補償の対象となります。但し、本人または事業主からの申請が必要ですので、最寄りの労働基準監督署に届け出ましょう。療養補償給付(治療費)、休業補償給付、葬祭料は2年以内に請求しなければ時効となり請求できなくなります。身体障害が残った場合の傷害補償給付は、症状固定(治療打ち切り)の日から起算して5年を経過すると時効になりますので、注意が必要です。

<参考>

【財団法人労災保険情報センター】 <http://www.rousai-ric.or.jp/>【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・労働基準行政関係リーフレット等一覧)

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/index.html>

・全国労働基準監督署の所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

労

働

Q5

今月末に帰国する予定ですが、先月からの残業手当が支払われていません。詳しい日本語がうまく話せない
ので、社長に電話してもらえませんか。

賃金不払い

A5

最寄りの労働基準監督署へ労働契約書や就業規則等を持参して、相談
しましょう。通訳が必要な場合は、前もって伝えておくとよいでしょう。
また、会社の倒産などによる賃金の不払いについては、独立行政法人労働者健康福祉機構による「未払い賃金の立替制度」により、労働者が未払い賃金の一部を確保できる場合がありますので、条件を確認しましょう。

<参考>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・ 全国労働基準監督署の所在案内

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>【独立行政法人労働者健康福祉機構】 <http://www.rofuku.go.jp/>

・ 未払い賃金立替制度の概要

<http://www.rofuku.go.jp/kinrosyashien/miharai.html>**Q6**

仕事を辞めましたが、まだしばらく日本に滞在する予定
です。何か必要な手続きがありますか。

仕事を
辞めたら**A6**

雇用形態により異なりますが、毎月社会保険料を支払っていたのなら、雇用保険が適応される場合があります。

また、厚生年金から国民年金への加入変更や、1年以上滞在予定であれば、国民健康保険への加入手続きが必要になりますので、外国人登録をしている市町村のそれぞれの担当窓口にご相談してください。

<参考>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・ 雇用保険制度

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken.html>【日本年金機構】 <http://www.nenkin.go.jp/>【自治体国際化協会】 <http://www.clair.or.jp/>

・ 多言語生活情報

<http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/index.html>

Q7**先週解雇されましたが、理由がよくわかりません。どうしたらよいのでしょうか。****解雇
されたら****A7**

合理的な理由がない限り、法律上解雇は禁止されています。解雇ができる合理的理由には、次の3種類があります。

- ①懲戒解雇（重大な企業秩序違反のための解雇）
- ②普通解雇（勤務成績の不良や休職期間満了のための解雇）
- ③整理解雇（経営上の都合での解雇）

内容を確認して、問題があれば労働基準監督署へ申告します。

また、様々な制度で離職者への救済措置もありますので、尋ねてみましょう。

【東京労働局】 <http://www.roudoukyoku.go.jp/>

・労働基準法のあらまし

<http://www.roudoukyoku.go.jp/seido/kijunhou/k-aramasi.htm>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

・住宅・住まい・生活でお困りの方へ

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/safety_net/p.html

労

働

⑩ 運転免許

Q1

日本で車を運転したいのですが、有効な運転免許について教えてください。

運転免許

A1

日本の運転ができる有効な運転免許証は次の3種類です。ただし、それぞれ条件があります。

- ①日本の運転免許証
- ②国際運転免許証
- ③外国の運転免許証

警察庁 外国の運転免許をお持ちの方

http://www.npa.go.jp/annai/license_renewal/have_DL_issued_another_country.html#日本で運転する場合

外務省 運転免許

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/kaigai/licence/index.html#1>

Q2

日本の運転免許試験は外国語で受験することができますか。

運転免許

A2

実技試験は日本語ですが、運転免許試験場で行われる学科試験は英語で受験することができます。「交通の方法に関する教則」“Rules of The Road”（1冊 1,000円）が、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語で発行されているので、試験の参考にとするとよいでしょう。社団法人日本自動車連盟（JAF）で購入することができます。

JAF 問合せ先 http://www.jaf.or.jp/e/list_translation.htm

JAF 「交通の方法に関する教則」“Rules of The Road”について
<http://www.jaf.or.jp/e/road.htm>

Q3**外国運転免許証を持っています。運転するためにはどんな条件がありますか。**

運転免許

A3

特定の外国運転免許証（スイス・ドイツ・フランス・イタリア・ベルギー・台湾）については、日本語の翻訳文を併せて持っている場合に限り、日本に上陸した日から1年間、運転することができます。日本から出国して再入国した場合、再入国日から一年間が有効となります。ただし、出国から再入国までの期間が3カ月以上必要です。

運転するときはパスポートも所持しておきましょう。運転中に警察官からパスポートの提示を求められることがあります。

※政令で定められた日本語の翻訳文作成者は以下の機関です。

- ・外国行政庁（当該外国運転免許証を発給している行政当局）
- ・当該外国の在日大使館、総領事館
- ・社団法人日本自動車連盟（JAF）

運
転
免
許**Q4****自動車を購入したいのですが、どんな書類や手続きが必要ですか。**

車の購入

A4

自動車を購入する際は、「車庫証明」、印鑑と「印鑑登録証明書」が必要です。「印鑑登録証明書」を発行するには、事前に印鑑登録が必要です。居住地の役所で印鑑登録をすると「印鑑登録証」が発行されます。登録した印鑑と「印鑑登録証」を持参し、「印鑑登録証明書」を発行してもらいます。

また、登録手続きおよび検査（車検）も必要となります。

Q5**車庫証明について教えてください。****車庫証明****A5**

自動車を買ったら、駐車場を確保し、自分の住んでいる地区の警察署に保管場所証明（車庫）証明申請書類一式を提出して、保管場所標章（車庫証明）を発行してもらいます。書類は警察署にあります。書き方についても警察署で教えてくれます。販売店で購入した場合は、販売店が申請手続きを代行してくれますが、たいていは有料となります。

Q6**自動車を譲り受けたいのですが、どんな手続きが必要ですか。****車の譲渡****A6**

自動車を購入した時や他人から譲り受けたり、売却した時は、移転登録手続きをしなければなりません。登録については、最寄りの運輸支局で登録手続きをします。自動車検査証には以下の2つのタイプがあります。どちらかをご確認のうえ手続きをおこなってください。

A：自動車検査証に所有者と使用者の欄が設けられ、所有者に関する記載があるもの。（通称「Aタイプ車検証」といいます。）

B：自動車検査証に所有者欄が無く、使用者欄のみが設けられ、備考欄に自動車検査証発行時の所有者、例えばリース会社などの情報が表示されたもの。（通称「Bタイプ車検証」といいます。）

「Aタイプ車検証」の場合には、所有者欄に記載されている所有者の方からの書類をご準備ください。「Bタイプ車検証」の場合には、備考欄に表示されている所有者の情報は変更されている場合がありますので、詳しくはそのリース会社などにご確認いただいた上で、必要書類をご準備ください。

申請に必要な書類等詳細は、最寄の運輸支局にお尋ねください。

国土交通省 登録手続 自動車を売買等により譲渡、譲受する場合
（移転登録）

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/toroku/trk04.htm>

国土交通省 全国運輸支局所在地

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm>

Q7**車検とは何ですか。****車検****A7**

自動車や大型バイクは法律に定められた保安基準に適合しているか、一定期間ごとに検査を受ける義務があります。この検査は通常「車検」と呼ばれています。車検には、新規検査・継続検査・構造等変更検査の3種類がありますが、新規検査は、販売店を通して新車を購入するとその販売店が代理で行うことが多いです。

車検は、自家用車の場合2年（新車の自家用車は3年）で、2年ごとに車検を受けなければなりません。車検には、点検整備と検査のすべての手続きを業者に任せる「ディーラー車検」、一部（検査）を任せる「車検代行」、すべての手続きを自分で行う「ユーザー車検」があります。検査を受けるためには自動車税納付証明書が必要になります。また、その時に自動車損害賠償責任保険の更新も併せて行います。

車検が終了すると、有効期間満了日を記載した検査標章（ステッカー）を受け取りますので、車のフロントガラスに張りましょう。

運
転
免
許**Q8****自動車損害賠償責任保険について教えてください。****自賠責保険****A8**

自動車損害賠償責任保険は、自動車やバイクを所有したら必ず加入しなければなりません。これは、対人賠償に限られたもので、死傷した相手側の運転者とその同乗者、あるいは歩行者などの救済を目的としたものです。保険料は車種（車・オートバイ等の排気量や用途等）と保険期間によって決められています。自動車や250ccを超えるバイクの場合は自動車の登録又は車検の際に、車検満了日までの期間を満たす保険期間での加入が義務付けられていますが、車検のない250cc以下のバイクなどは知らない間に保険期間が切れていることがありますので、気をつけましょう。

自動車損害賠償責任保険は、損害保険会社（組合）の支店等をはじめ、クルマやバイクの販売店などで取り扱っています。また、原動機付自転車、25ccを超え250cc以下のバイクについては、郵便局（一部取扱いのない局もあります）からでも手続きが出来るほか、一部の保険会社（組合）では、インターネットやコンビニでも手続きが出来ます。

また、義務付けられてはいませんが、万が一事故を起こしたときの

賠償額が、自動車損害賠償責任保険だけでは十分でない場合が多く、物損事故には自賠責保険では対応できないので、任意保険にもあわせて契約された方がいいでしょう。民間の保険会社で加入できます。

国土交通省 自賠責保険ポータルサイト

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/04relief/index.html>

Q9

オートバイの運転免許にはどんなものがありますか。 オートバイ

A9

バイクを運転するには自動二輪車運転免許証を所得しなければなりません。50cc以下のバイクは、原動機付自動車運転免許証を取得するか自動普通運転免許証を保有していれば運転することができます。

Q10

オートバイの登録手続きについて教えてください。 オートバイ

A10

保有に関する登録手続きは、125ccを超えるバイクについては、地域の運輸局へ登録手続きを行ってナンバープレートの交付を受けます。

125cc以下のバイク（原動機付自転車）については、住んでいる地域の市役所へ申告をします。

Q11

車が不要になった場合、廃車手続きが必要と聞きましたがどんなものですか。 廃車手続き

A11

廃車の手続きには、永久抹消登録、一時抹消登録、輸出抹消登録の3種類があります。永久抹消登録は、自動車が古くなったり、事故を起こしたりして乗れなくなったり場合、一時抹消登録は長期間自動車

を使用しない場合、輸出抹消登録は自動車を海外に輸出する場合に行うものです。通常廃車というと、多くの場合永久抹消登録のことを言います。永久抹消登録（以下廃車）の手続きは次のように行います。

廃車手続きは、自分ですることできますが、車の状態によっては、中古車買取業者が買い取り、または無料で引き取りをしてくれることがありますので、まずは、業者に査定してもらいましょう。

買い取り、引き取りができない場合は、業者または行政書士に依頼して手続きすることもできます。ただし、その場合有料になります。

自分で手続きをする場合は、下記のような手順で行います。管轄は車の大きさによって異なります。必要書類等詳細はそれぞれの管轄機関にお問合せください。

○普通自動車、バイク（250cc を超えるもの）－運輸支局

1. 解体業者に解体を依頼し、解体（スクラップ）する。
2. 解体業者からナンバープレート、自動車検査証（車検証）、自動車リサイクル券をもらい、移動報告番号、解体報告記録日を聞く。
3. 2の書類と、印鑑証明書、実印を持参し、運輸支局で手続きを行う。

○軽自動車、バイク（125cc を超えるもの～250cc）－軽自動車検査協会

1. 軽自動車検査協会にナンバープレート、自動車検査証（車検証）を返納し、返納証明書をもろう。
2. 返納証明書を解体業者に持って行き解体してもらい、解体届をもろう。
3. 軽自動車検査協会に解体届を提出する。

○原付・バイク（125cc 以下）－区役所もしくは町村役場

1. 最寄の区役所もしくは町村役場にナンバープレートを返納。
2. 返納証明書を解体業者に持って行き、解体してもらおう。

国土交通省 全国運輸支局等のご案内

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/kensatoroku/sikyoku/index.htm>

軽自動車検査協会

<http://www.keikenkyo.or.jp/index.html>

Q12**自転車を購入しました。防犯登録制度とは何ですか。****防犯登録
制度****A12**

自転車は、防犯登録制度があり自転車を購入した場合、購入先の自転車店にて500円（消費税別）の手数料で防犯登録をします。また、他人から自転車をもらった場合、名義を自分の名前に書き替えなければなりません。

Q13**日本の交通規則について教えてください。****交通規則****A13**

日本の基本的な交通規則は下記のとおりです。

○自動車と二輪車の交通規則

- ・自動車や二輪車は左側を通行します。
- ・自動車はシートベルトの装着が同乗者も含め、全員に義務付けられています。
- ・バイクはヘルメットの装着が義務付けられています。
- ・6歳未満の幼児を同上させる場合は、チャイルドシートの使用が義務付けられています。
- ・歩行者と自転車・バイク・自動車では、いかなる場合でも歩行者を優先します。横断歩道で歩行者が横断しようとする場合は、車両は必ず停止し、先に歩行者を横断させなければなりません。
- ・交通信号及び道路標識の指示には必ず従わなければなりません。
- ・サイレンを鳴らし、赤色灯を点灯しているパトカー、救急車、消防車等の緊急自動車が近づいてきた時は必ず道を譲らなければなりません。
- ・運転中の携帯電話の使用は法律により罰せられます。
- ・飲酒運転は法律で厳しく罰せられます。

A14

日本は交通事故が多く、毎年1万人ほどが交通事故で死亡しています。被害にあうのも大変ですが、賠償金が高額になるため、加害者になると大変さが倍増します。まさかの時のために事故と保険のことを知っておきましょう。

1) 強制保険は被害者に対してだけ保障、しかも不十分で困る!

強制保険は被害を受けた人の傷害や死亡に対してだけ支払われる、強制的に車につけられる保険です（※物には支払われない）。各一人に対する補償限度額は、死亡・後遺症が3000万円、傷害が120万円です。

2) 任意保険は人を十分に保障、物も保障、無理してでも加入すると安心!

今は死亡・後遺症賠償が何億円、治療費が何千万円という例も少なくありません。だから強制保険では不足します。任意保険は強制保険では不足する人の賠償を補い、相手の物や車そして自分の怪我也保障することができます。多少高額でも無理してでも任意保険に入っていれば安心です。

3) 交通事故を起こしてしまったら、怪我があればまずは救急車、つぎに警察へ届ける。そして会社や相談窓口で相談しましょう。慌てて勝手に示談等にすると、後で大変困ります。必ず相談してから次の行動をしましょう。

⑪ 日本語

Q1 日本語はどこで学べますか？

学校と教室

A1

日本語を学ぶところには、有料の日本語教育機関である日本語学校と、無料、または比較的安い費用で参加できる日本語教室とがあります。

*日本語学校について

正規の学生として日本語を学ぶところです。通常1年半～2年通学するところがほとんどです。学校によっては短期間のコースも設置しています。詳細は日本語学校に直接お尋ねください。

*日本語教室について

生活に必要な日本語を学びたい場合は、市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が開催している日本語教室に通うとよいでしょう。ボランティアの方が教えているところがほとんどで、無料、または低料金で、誰でも参加できます。開催場所は、地域のコミュニティーセンターや国際交流協会などです。日本語教室の情報については、近くの国際交流協会（地域国際化協会）にお尋ねください。

CLAIR 地域国際化協会一覧 <http://rliea.clair.or.jp/kyoukai/index.html>

A2

日本語検定には、①日本語能力試験、②J-TEST があります。

①「日本語能力試験」について

日本国内及び海外において、日本語を母語としない方を対象として、日本語能力を測定し、認定する試験です。難易度によって、5段階に分かれていますので自分に合ったレベルを選んで試験を受けてください。受験案内（願書）は書店などで購入できます。試験は1年に2回、7月と12月に行われます。（※地域によっては1年に1回だけ試験を実施するところもあります。）試験の実施日程については（財）日本語教育支援協会のHPをご覧ください。試験内容等詳細については日本語能力試験公式HPをご覧ください。

②「J.TEST」について

外国人の日本語能力を客観的に測定する実用日本語検定です。中級～上級者向け試験と初級者向け試験があり、点数によってレベルを判定します。毎回難易度が一定なので何回も受けることによって日本語力の進歩がわかります。試験は年6回実施されます。（※地域によっては1年に3回だけ試験を実施するところもあります。）申込用紙は、HPでJ.TEST事務局に申し込みます。詳細はJ.TEST HPをご覧ください。

日本語能力試験 <http://www.jlpt.jp/>

（財）日本国際教育支援協会 <http://www.jees.or.jp/index.htm>

J . T E S T <http://j-test.jp/xp/>

⑫ その他

Q1

韓国人の友人から、家の周辺の住人が組織的に自分のことを監視しているように感じ、体調も悪く、漠然と不安を感じながら暮らしているという相談を受けました。精神科を受診することを勧めましたが病院には行きたくありません。どのように対応したらよいでしょう。

精神科の
受診

A1

初めから精神科を受診することに対し抵抗感があるようならば、精神福祉保健センターなど、心の問題を相談できる公的機関に相談してみてもいかがでしょうか。お住まいの地域の保健福祉事務所や、市町村の保健福祉関係の窓口でも保健師や精神科医が無料で相談に応じてくれる場合もあります。ただし、日本語のみの対応になるところがほとんどだと思います。

※医療通訳については、「5. 医療・健康」を参考にしてください。

全国の精神保健福祉センター一覧（全国精神保健福祉センター長会）

URL:<http://www.acplan.jp/mhwc/centerlist.html>

Q2

日本で身近な人が亡くなったらどうすればいいですか。

身近な
人の死

A2

身近な人の死という不幸にあった時…悲しみにうちひしがれて何から手をつけたら良いかと困惑してしまわないために、前もってその知識を備えておきましょう。仏式、神式、キリスト教式（カトリック、プロテスタント）など宗教によって方式は違いますが、一般的な流れは以下ようになります。

臨終：

1 病院で亡くなった場合…故人の死に立ち会った医師の署名、捺印した死亡診断書を受け取ります。

2 自宅で亡くなった場合…ただちに医師を呼びます。医師による死亡確認の後、死亡診断書を受け取ります。

3 事故による死亡の場合…警察の指示があるまで、遺体に手を触れたり、動かさないようにしてください。警察医による検死が行われた後、警察医から死体検案書をもらいます。

死亡届：日本国内で亡くなった場合、日本に居住する外国人も市区町村の役所に死亡を届けなければなりません。故人の外国人登録証明書もそこに返納しますが、できれば一緒に手続きをしてください。また本国政府にも死亡を報告する必要があるため、大使館、領事館に手続きを確認して下さい。

届け出る期間：死後七日以内。火葬前に届け出て下さい。

届け出る場所：現住所か、死亡した場所の市区町村役場

届け出る人：親族、同居者

必要な書類：死亡届、医師の死亡診断書（事故等の場合は死体検案書）、届出人の印鑑（印鑑を持っていない場合は、本人の署名でも可能）

日本では火葬が一般的です。死亡届に必要な事項を記入し届け出ると、火葬・納骨に必要な火（埋）葬許可証が交付されます。

埋葬費、葬祭費の手続き

故人が世帯主として社会保険に加入していた場合、遺族に埋葬料が支給されます。家族が亡くなった場合には、被保険者に対し家族埋葬料が支払われます。また故人が国民健康保険に加入していた場合には、葬祭費の支給もしくは他の名目で補助金等が支払われることがあります。詳しくは、市区町村の保険年金課にお問い合わせ下さい。

葬儀の準備

-世帯主、配偶者、長男などから通夜、葬儀を行うための喪主を決めます。

-宗教によって葬儀の方式が変わるため、本人が生前に希望していた方式があればそれを確認し、どういう方式で行うかを決定します。

-霊柩車の手配、喪服の用意、祭壇に飾る遺影の準備などが必要になりますが、葬儀社に依頼すればそれらの手続き一式を代行してもらえます。会社や方法によって料金がかなり違うので、依頼する時には値段をよく確かめるようにしましょう。市区町村の役所に相談すれば、葬儀社を紹介してもらうこともできます。

遺体の海外への移送

遺体の海外への移送は、遺体に修復、防腐処置、殺菌消毒などを施す“エンバーミング”をして送る場合があります。エンバーミングの費用や飛行機での移送の料金はかなり高額になります。遺体の移送は貨物扱いになり、航空貨物運送会社に手続き代行を依頼できます。また遺体移送に関しては各国で法律が定められていますので、本国の大使館、領事館で必要な手続きを確認して下さい。

資料編

1. 各種情報窓口

資料名	URL	運営
在日大使館・領事館一覧	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/list/index.html	外務省
国際電話相手国番号	http://www.001.kddi.com/countrycode/index.html	KDDI
在留関係窓口	http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html	入国管理局
外国語対応可能なハコ ーワーク	http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf	クレア多言語 生活情報
地域国際化協会一覧	http://rliea.clair.or.jp/kyoukai/index.html	クレア
各地の法律・生活相談情 報窓口	http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html	外国人在留総合 インフォメーシ ョンセンター

2. 医療通訳に役立つ図書

医学関連辞典

書名	著者／発行・編集者	出版年
スタンダード医学英和辞典	宮原英夫(編)／南山堂	2002
英独仏ラ-和医学用語小辞典	菊地博(編)／医学書院	1999
暮らしの医学用語辞典(日本語・ポルトガル語)	中萩エルザ／インターナショナルプレス・ジャパン	2002
暮らしの医学用語辞典(日本語・スペイン語)	中萩エルザ ニバルド・A・カネド／インターナショナルプレス・ジャパン	2002
医学英和大辞典	南山堂	2005
KATO'S INTEGRATED ENGLISH-JAPANESE MEDICAL DICTIONARY	南山堂	2005
社会福祉英和・和英辞典	仲村優一他／誠信書房	1995
実用家庭 中医 百科全書	海天出版社	1996

対訳集&会話集(多言語のもの)

書名	著者／発行・編集者	出版年
15ヶ国語診療対訳表(*1)	栃木インターナショナルライフライン／医学書院	1994
10ヶ国語による病院パスポート	高久史麿、ライフリサーチ(編)／かまわぬ書房	1994
外国人患者が薬局に来て大丈夫-11ヶ国語対応「薬局サービスシート」	小野崎悦子／薬業時報社	1996
9ヶ国語対応服薬指導の本	AMDA国際医療情報センター	1994
16ヶ国語対応歯科診察補助表	AMDA国際医療情報センター	1997
16ヶ国語対応 診察補助表	AMDA国際医療情報センター	2002
11ヶ国語診察補助表	AMDA国際医療情報センター	1992
外国人と日本人医師の臨床会話集(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、フィリピン語、仏語、独語、ペルシャ語)	三修社	1992
7ヶ国語対応 外国人患者のための入院ガイド	AMDA国際医療情報センター	2001
6ヶ国語対応 外国人にも利用できる 日本の医療・福祉制度ガイド	小林米幸／中山書店	1993
病院で困らないための 中国語と英語	松本洋子／緻谷書店	2005

* 1 2005年7月追補ありhttp://www.igaku-shoin.co.jp/seigo/200507_01.html

対訳集&会話集(単一言語のもの)

書名	著者／発行・編集者	出版年
ナース・ドクターのための検査・処置室英会話	新秋枝、三井和子／メジカルビュー社	1994
医薬の英語 業界用語の意味と使い方	森口理恵／ノヴァ・エンタープライズ	2001
すぐ使えるナースのための韓国語会話1000	ナースの外国語研究会(編)／桐書房	1994
すぐ使えるナースのための中国語会話1000	ナースの外国語研究会(編)／桐書房	1994
お母さんがお医者さんと話すタイ語(出産・育児編)	國井優子(監修)／前田峰代(発行人)／TLS出版社	1997
外国人保育の手引き(*2)	(社福)日本保育協会	1995
病気の英語入門	清水雅子／講談社サイエンティフィック	1994
英語で話す「医療ハンドブック」	黒田基子／講談社インターナショナル	1999
はじめての看護英語	尾崎哲夫／医学書院	2002
看護・医療スタッフの英語	山中マーガレット／朝日出版社	2008
医者のおまごの英語40日間トレーニングキット(CD付き)4冊	アルク	2008
外国人のための看護・介護用語集	国際交流基金・関西国際センター	2009
S.O.S.ポルトガル語医療会話	殿村エルダ／大学書林	1991

* 2 英語版、中国語版、ポルトガル語版、スペイン語版

医療・診療ガイド

書名	著者／発行・編集者	出版年
疑問・難問を解決! 外国人診療ガイド	西村明夫／株式会社メジカルビュー社	2009
医師・医療関係者のための外国人患者診療ガイドブック	小林米幸／エルゼビアサイエンス株式会社ミクス	1993
外国人用診療ガイド 医療機関用	財団法人政策医療振興財団	2007
外国人患者診療・看護ガイド	小林米幸／エルゼビアサイエンス株式会社ミクス	2002
開業医・看護師のための外国人患者への外来対応マニュアル	小林米幸／永井書店	2006
Japan Health Handbook 改訂版・日本の医療健康ハンドブック	講談社インターナショナル	1998
韓国人のための日本医療ガイドブック	今井久美雄／たおフォーラム	1993

母子の健康に関するもの

書名	著者／発行・編集者	出版年
母子健康手帳 英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タイ語・インドネシア語・タガログ語	(財)母子衛生研究会／(株)母子保健事業団	2006
日本の母子保健医療・子育てガイド 韓国語・中国語・ポルトガル語・スペイン語	(財)母子衛生研究会／(株)母子保健事業団	2005
MATERNAL AND CHILD HEALTH IN JAPAN	(財)母子衛生研究会／(株)母子保健事業団	2004
子どものための予防接種 各国の状況	(財)母子衛生研究会／(株)母子保健事業団	2005

医療通訳に関するもの

書名	著者／発行・編集者	出版年
医療通訳入門	連利博／松柏社	2007
医療通訳ボランティア勉強会 (中国語)報告書	(特)多文化共生センターきょうと	2003
第2回医療通訳を考える全国会議「ことばと医療の未来」	(特)多文化共生センターきょうと	2007

その他関連の書籍・報告書など

書名	著者／発行・編集者	出版年
在日マイノリティスタディーズⅡ 在日外国人の医療事情	KOBE外国人支援ネットワーク、神戸定住外国人支援センター	2003
外国人医療相談ハンドブック—HIV陽性者療養支援のために—	平成21年度厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究事業 個別施策層に対するHIV感染予防対策とその介入効果の評価に関する研究班 特定非営利活動法人シェア＝国際保険協力市民の会	2010
まるわかり外国人医療	外国人医療・生活ネットワーク編	2004
講座 外国人の医療と福祉 NGOの実践事例に学ぶ	外国人医療・生活ネットワーク編	2006
治療2006年9月号 よりよい外国人診療	南山堂	2006
外国人労働者のわかりやすい労災保険給付のあらまし	厚生労働省労働基準局労災補償部補償課監修	1996
外国籍府民に対する医療保障問題を考えるシンポジウム報告書	外国籍府民の医療保障を考える連絡会	2003
知っておきたい国際看護を学ぶための異文化理解とヘルスケア	勝井伸子、スー・チュラリー、渡辺知花／日本放射線技師会出版会	2008
ブラジル人と国際化する地域社会 居住・教育・医療	池上重弘／明石書店	2001
小児科臨床—国際化する小児保健医療	日本小児科医事出版社	2005

3. 医療通訳に役立つウェブサイト（2010年7月現在）

諸外国の情報

サイト名	作成者	URL
世界の医療事情	外務省	http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html
海外個人旅行の安全対策	外務省	http://www.anzen.mofa.go.jp/video/video06.html
海外で健康にお過ごしいただくための情報サイト(FORTH)	厚生労働省検疫所	http://www.forth.go.jp/

保健医療に関する情報

サイト名	作成者	URL
多言語医療問診票	(財)かながわ国際交流財団 国際交流ハーティ港南台	http://www.k-i-a.or.jp/medical
多言語医療問診システムM3(エムキューブ)	(特)多文化共生センターきょうと	http://sites.google.com/site/tabunkam3/
医療機関用外国人ハンドブック	群馬県医師会	http://www.gunma.med.or.jp/modules/guestdoc/index.php?cat_id=10
医療ハンドブック	おおいた国際交流プラザ	http://www.oitaplaza.jp/japanese/modules/doc01/index.php?id=47
多言語生活情報 医療編	(財)自治体国際化協会 地域国際化協会連絡協議会	http://www.clair.or.jp/tagengo
外国人のための医療情報ガイド	大阪府医療部保健医療室医療対策課	http://www.pref.osaka.jp/osaka-pref/iryu/medicalinfo/
外国人のための医療情報	(財)茨城県国際交流協会	ibaraki.or.jp/kokusai/soudan/medical/index.html
病院・薬局で使う外国語会話集	田辺三菱製薬	http://di.mt-pharma.co.jp/foreign/index.html
薬の正しいつかい方	キクヤ調剤薬局	http://kikuya4193.com/kiku.html
兵庫県医療機関情報システム	兵庫県	http://web.qq.pref.hyogo.lg.jp/hyogo/ap/q/men/pwtpmenu01.aspx
外国語での診療が可能と思われる精神科医療機関一覧	八千代病院(精神科) 八千代メンタルクリニック	http://www.mh-net.com/other/gaigo.html
NPO法人AMDA国際医療情報センター	NPO法人AMDA国際医療情報センター	http://amda-imic.com/
メディカルハンドブック	(財)京都市国際交流協会	http://www.kcif.or.jp/jp/benri-old/kenko/medical-hb/#58

その他関連報告書

報告書名	作成者	URL
医療通訳システム構築事業を通じた多文化共生コミュニティ創生プロジェクト～先駆事例の医療現場ヒアリング報告～	(特)多言語センターFACIL	http://www.tcc117.org/facil/pdf/med_report_2009.pdf

4. 在留資格一覧表

(1) 就労が可能な在留資格（16種類）

在留資格	本邦において行うことができる活動 《当該職業例など》	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動 《外国政府の大使、公使、総領事等とその家族》	「外交活動」を行う期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（「外交」の項に掲げる活動を除く。） 《外国政府の職員等とその家族》	「公用活動」を行う期間
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動 《大学の教授、講師など》	3年又は1年
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（「興行」の項に掲げる活動を除く。） 《画家、作曲家、著述家など》	3年又は1年
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動 《外国の宗教団体から派遣される宣教師など》	3年又は1年
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動 《外国の報道機関の記者、カメラマンなど》	3年又は1年
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行う若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人（外国法人を含む。以下この項において同じ。）若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わってその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動（「法律・会計業務」の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。） 《企業の経営者、管理者》	3年又は1年
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動 《弁護士、公認会計士など》	3年又は1年

在留資格	本邦において行うことができる活動 ≪当該職業例など≫	在留期間
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動 ≪医師、歯科医師、薬剤師、看護師≫	3年又は1年
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（「教授」の項に掲げる活動を除く。） ≪政府関係機関や企業等の研究者≫	3年又は1年
教育	本邦の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動 ≪小・中・高校の語学教師など≫	3年又は1年
技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動（「教授」の項に掲げる活動並びに「投資・経営」の項、「医療」の項から「教育」の項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。） ≪機械工学等の技術者≫	3年又は1年
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（「教授」の項、「芸術」の項、「報道」の項並びに「投資・経営」の項から「教育」の項まで、「企業内転勤」の項及び「興行」の項に掲げる活動を除く。） ≪企業の語学教師、デザイナー、通訳など≫	3年又は1年
企業内転勤	本邦の本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の「技術」の項又は「人文知識・国際業務」の項の下欄に掲げる活動 ≪外国の事業所からの転勤者≫	3年又は1年
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（「投資・経営」の項に掲げる活動を除く。） ≪歌手、ダンサー、俳優、プロスポーツ選手など≫	1年、6月又は3月
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動 ≪外国料理のシェフ、貴金属加工職人、パイロットなど≫	3年又は1年

(2)就労ができない在留資格 (6種類)

在留資格	本邦において行うことができる活動 <当該職業例など>	在留期間
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家の指導を受けてこれを修得する活動（「留学」の項から「研修」の項までに掲げる活動を除く。） <日本文化の研究者など>	1年又は6月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動 <観光、短期商用、親族・知人訪問など>	90日、30日又は15日
留学	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動 <大学・短期大学・高等専門学校等の学生>	2年又は1年
就学	本邦の高等学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校（「留学」の項に規定する機関を除く。）若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関において教育を受ける活動 <高等学校・専修学校（高等又は一般課程）等の生徒>	1年又は6月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技術、技能又は知識の修得をする活動（「留学」の項及び「就学」の項に掲げる活動を除く。） <研修生>	1年又は6月
家族滞在	「教授」から「文化活動」までの在留資格をもって在留する者又は「留学」、「就学」若しくは「研修」の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動 <就労外国人等が扶養する配偶者・子>	3年、2年、1年、6月又は3月

(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格（1種類）

在留資格	本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	在留期間
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動《外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー、アマチュアスポーツ選手及び技能実習生など》	1. 3年、1年又は6月 2. 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

(4) 身分又は地位に基づく在留資格（4種類）

在留資格	本邦において行うことができる活動《当該職業例など》	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認めるもの《法務大臣から永住の許可を受けた者》	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者《日本人の配偶者・実子・特別養子》	3年又は1年
永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは平和条約関連国籍離脱者等入管特例法に定める特別永住者（以下、「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者《永住者・特別永住者の配偶者及び我が国で出生し引き続き在留している実子》	3年又は1年
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者《インドシナ難民、条約難民、日系3世、外国人配偶者の実子など》	1. 3年又は1年 2. 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間

平成22年度地域国際化協会連絡協議会情報共有化委員会委員

(敬称略)

NPO法人多言語センター	FAI理事長	吉富 志津代
(財)宮城県国際交流協会	企画事業課嘱託員	千金良 祥子
(財)栃木県国際交流協会	主任	田島 亮子
(財)名古屋国際センター	市政相談員	宮嶋 裕幸
(財)滋賀県国際協会	主査	光田 展子
(財)しまね国際センター	研修館長	浅野 悦代
(財)福岡県国際交流センター	事務局長	福島 明彦
事務局	多文化共生部長	佐藤 哲志
事務局	多文化共生課長	小山 佳男
事務局	多文化共生課 主査	塚本 敦
事務局	多文化共生課 主事	尹 瑜 珍



どこかでかならず、 役に立っています。

一度、使われた切手もアートになるように、
あなたが宝くじにかけた夢は、当たりの喜びとともに
街の快適さにも役立っています。
便利だな、居心地がいいなと思うような
道路や広場、みんなの施設など、
宝くじの収益金は広く街づくりに活かされています。



当せんはしっかり調べて、しっかり換金。

- 宝くじの収益金はみなさまの身近な街づくりに役立てられています。
- 外国発行の宝くじを、日本国内において購入することは、法律で禁止されています。